

学校生活の手引き



2026年度

早稲田大学系属 早稲田実業学校
中等部・高等部

スクールミッション

早稲田実業学校は、校是「去華就実」、校訓「三敬主義」に基づく一貫した初等・中等教育を行い、早稲田大学の中核を担うような人物を育成することを使命としています。

■教育の目標

広く世界に貢献するべく豊かな学識と思考力、表現力を身につけ、困難に立ち向かう強い意志と多様性を受け入れるしなやかな感性を持ち、表層にとらわれずにものごとの本質を捉えることのできる人物を育成する。

校是

去華就実

華やかなものを去り、実に就く

校訓

三敬主義

他を敬し、己を敬し、事物を敬す

ディプロマ・ポリシー

「豊かな学識と表現力」「次世代のタフなリーダー」「伝統の継承」を3つの柱とする「SOJITSU PRIDE」を持った人材の育成を目指します。

■豊かな学識と表現力

- ・学問的な探究活動、協働学習、体験学習に主体的に取り組むことで、物事の本質を鋭く捉える見識を身につけている。
- ・豊かな表現力・コミュニケーション能力を身につけている。

■次世代のタフなリーダー

- ・直面する諸問題の解決に向けて絶えず努力することができる。
- ・多様性を受け止める優しさと意志の強さを兼ね備え、協働することができる。
- ・理想の実現に向けて自ら課題を設定し、それを克服することができる。

■伝統の継承

- ・学び得た理論と知識を活用し、グローバル社会に貢献することができる。
- ・高い規範意識を持ち、自らを律することができる。
- ・何ごとにも全力で取り組み、文武両道の伝統を受け継いでいる。

目 次

生活編

1. 校時表 (p.1)
2. 出欠席 (p.1)
 - (1) 欠席・遅刻・早退
 - (2) 出席停止
 - (3) 服忌規定(忌引)
 - (4) 皆勤
 - (5) 公認欠席・早退
3. 生活上の注意 (p.2)
 - (1) 登下校
 - (2) 学校内での生活
 - (3) 生活態度・心構え
 - (4) 服装・頭髪等
4. 学校内での活動 (p.4)
 - (1) ホームルーム(HR)活動(学級活動)
 - (2) 生徒会活動
 - (3) クラブ・同好会活動
5. BLEND (p.6)
6. 早実ログインポータル (p.8)
7. 施設 (p.9)
8. スクールカウンセリング (p.10)
9. いじめ・ハラスメントの相談 (p.10)
10. 学用品の販売 (p.11)
11. 事務手続き (p.12)
 - (1) 各種証明書の発行
 - (2) 各種届出
 - (3) 事務所開室時間
 - (4) 傷害保険
12. 緊急時の対応 (p.15)
 - (1) 学校からの連絡
 - (2) 大地震発生時の心得
 - (3) 緊急避難校ネットワーク

学習編

1. 教育課程 (p.16)
 - (1) 文理選択と進路の概略
 - (2) 選択教科・選択科目
2. キャリア教育(進路指導) (p.16)
3. 留学制度 (p.17)
4. 試験 (p.18)
 - (1) 定期試験時間割
 - (2) 試験を受けるにあたって
 - (3) 試験の種類
 - (4) 試験日程
- 5-1. 成績(中等部) (p.20)
 - (1) 成績・進級・卒業
 - (2) 成績優等・皆勤
 - (3) 成績の通知
- 5-2. 成績(高等部) (p.23)
 - (1) 成績・進級・卒業
 - (2) 成績優等・皆勤
 - (3) 成績の通知
6. 早大推薦 (p.28)

資料編

- ・ 学則 (p.30)
 - (1) 早稲田大学系属早稲田実業学校中等部学則
中等部教育課程
 - (2) 早稲田大学系属早稲田実業学校高等部学則
高等部普通科教育課程
- ・ 個人情報の取り扱いについて (p.42)
- ・ 教室配置図 (p.43)
- ・ 年間行事表 (p.45)
- ・ 登校開始許可証明書 (p.49)
- ・ インフルエンザ罹患報告書 (p.50)
- ・ 新型コロナウイルス関連による欠席届 (p.51)
- ・ 出席停止の対象となる病気一覧 (p.52)
- ・ 通学路 (p.53)
- ・ 校歌 (p.54)

生活編

1. 校時表

授業実施日

開門	7:00
予鈴	8:25
S H R	8:30 ~ 8:40
1時限	8:40 ~ 9:30
2時限	9:40 ~ 10:30
3時限	10:40 ~ 11:30
4時限	11:40 ~ 12:30
昼休み	12:30 ~ 13:10
5時限	13:10 ~ 14:00
6時限	14:10 ~ 15:00
S H R	15:00 ~ 15:10
最終下校	18:00 (延長時19:00)

休業日

開門	8:00
通常	
活動	9:00 ↓ 16:00
最終下校	18:00

- * 水曜・土曜の授業は4時限で終了。その後のSHR(ショートホームルーム)は12:30~12:40。
- * 定期試験・学力試験の際は試験時間割に従う。
- * 最終下校から開門までの時間帯は、校内立ち入り禁止。

2. 出欠席

(1) 欠席・遅刻・早退

欠席・遅刻などをする場合は、当日の8:20までにBLEND (p.6参照) により連絡するか、当日の8:00~8:25に保護者が学校へ電話で連絡してください。遅刻した場合は、校門で遅刻者カードに学年・組・番号・氏名・理由を記入し、生徒手帳を提示します。電車など交通機関の遅延については公認遅刻扱いとする場合があります(ただし、路線バスは除く)。早退する場合は、担任に「早退・外出許可証」を発行してもらい、守衛室に提出してください。

(2) 出席停止

「出席停止の対象となる病気一覧」(p.52) に記された病気にかかった場合、感染拡大予防のため出席停止という措置をとります。病気にかかったら速やかに担任に連絡してください。医師の許可が出るまでは登校できません(クラブ活動もできません)。インフルエンザ・新型コロナウイルス関連以外の場合は、登校再開時に「登校開始許可証明書」(p.49) をコピーして医師に記入してもらい、本人が担任に提出してください。インフルエンザの場合は、登校再開時に「インフルエンザ罹患報告書」(p.50) をコピーし、保護者が記入のうえ診療明細書のコピーを添付して担任へ提出してください。新型コロナウイルス関連による欠席の場合は、登校再開時に「新型コロナウイルス関連による欠席届」(p.51) をコピーし、保護者が記入して担任へ提出してください。すべての書式は、本校HP、BLENDリンク集からダウンロードすることもできます。



(3) 服忌規定(忌引)

生徒の親族が死亡した場合の欠席などは忌引の扱いとなります。忌引は、原則として、申し出た日から日曜・祝日を含め、連続した日数を数えます。皆勤・成績評価には影響しません。服忌中であっても登校することは可能です。

父母	7日
祖父母・兄弟姉妹	5日
伯叔父・伯叔母・曾祖父母	3日
同居の親族	2日

(4) 皆勤

欠席がなく、当該学年において遅刻・早退の合計回数が2回以下の場合、皆勤となります。出席停止や忌引は欠席扱いにはなりません。クラブの公式戦などで公認欠席が認められた場合は出席扱いとなります。中等部または高等部で3年間、中高等部で6年間皆勤の場合は、教員会の審議を経て、3ヵ年皆勤賞・6ヵ年皆勤賞が授与されます。

(5) 公認欠席・早退

クラブ活動の公式戦などで欠席・早退する場合は公認扱いとなります。公認欠席と認められる日数は年間最大15日です。

3. 生活上の注意

本校は、生徒がどのような人間に成長してほしいかという教育の目標を明確に定めています。詳しい内容は生徒手帳に記載されているので、必ず確認するようにしましょう。自分でよく考えて判断し、行動しましょう。わからないことがあるときや困ったときは、先生や保護者に相談してください。

(1) 登下校

① 朝食

元気な1日を過ごすためにも、朝食は必ず摂るようにしましょう。朝のラッシュ時の通学は体力を消耗します。早寝・早起きを心がけ、しっかり朝食を摂り、余裕を持って登校するようにしましょう(8:15までに登校することが望ましい)。

② 遅刻の扱い

出席の確認は8:30のSHRで行います。8:25までに教室に入り、予鈴が鳴ったら着席してください。8:30以前に校門を通過しても、8:30に教室にいない場合は遅刻となります。休日の翌日、悪天候の日などは交通機関が混雑し、普段より通学に時間がかかるので、余裕をもって登校するようにしましょう。

③ 通学途上での注意事項

交通ルールを守り、事故に遭わないように気をつけましょう。登下校の際に道に広がって歩くと他の通行人の迷惑になります。必ず2列以下(狭い歩道は1列)で歩くようにしましょう。社会の一員として良いマナーや礼儀などを身につけましょう。寄り道や歩きながらの飲食や端末の使用はしないでください。ゲームセンターやカラオケなどの遊技場への出入りは禁止です。公共の交通機関内ではマナーを守りましょう。また、痴漢、盗撮、スリなどの犯罪被害に遭わないよう気をつけましょう。万一被害を受けたら、駅・交番に被害届を出したうえで、担任の先生に報告してください。

(2) 学校内での生活

① 始業のチャイムが鳴る前に授業を受ける準備をしましょう。

② 授業が終わるまで校外に出ることはできません。やむをえず外出や早退をする場合は担任の先生に申し出て「早退・外出許可証」の発行を受け、守衛室に提出してください。

③ 教室の窓の開閉などは先生の指示に従い、近隣の方の迷惑にならないよう気をつけましょう。

④ 施設や機器・備品は大切に使いましょう。万一破損した場合は、担任の先生に報告し、「施設・機器・備品等破損届」を提出してください。悪質と判断された場合は弁償になります。

⑤ 課題や提出物の期限を守り、授業に必要なものを忘れないようにしましょう。そのために、生徒手帳などにメモを取り、前日に準備・確認をする習慣を身につけましょう。

⑥ 自分の持ち物には必ず学年・組・番号・氏名を書きましょ。自分の持ち物は個人ロッカーに各自鍵をかけて管理してください。必要以上の現金を持ってきてはいけません。事情があって多額の現金を持ってきた場合は、登校時に担任に預けましょ。また、たとえ少額であってもお金の貸し借りはしないようにしましょう。

⑦ 体育実技などで教室を離れる時は、財布や時計などの貴重品は教場へ持参し、授業担当の先生に預けることになっています。クラブ活動の際には、衣類および貴重品は活動場所に持参してクラブで管理します。万一盗難にあったときは、すみやかに先生に報告ましょ。更衣室に私物を放置することは厳禁です。

⑧ 生徒用端末を使用する際は、担任・科目担当者・クラブ顧問の指示に従ってください。

故障・破損時のトラブルの素になるため、端末の貸し借りは厳禁です。端末は毎日持ち帰り、自宅で充電すること。

* 近隣に迷惑がかからぬよう、以下の点に注意すること。



- ・校内放送、ビデオ視聴、楽器の演奏、工作等、騒音が発生する場合は窓を閉める。
- ・窓から隣家を覗かない。外部に向かって声をかけない。
- ・クラブ活動などでむやみに声を出して練習しない。特に早朝・日没後は声や音に気をつけること。
- ・校外学習や合宿等で貸切バスを利用する場合は大声を出したり、騒ぐことのないよう気をつけること。

(3)生活態度・心構え

- ① 常に相手の人格を尊重して生活しましょう。いじめやハラスメント(嫌がらせ)につながるような言動をしないようにしましょう。自分は冗談のつもりでも相手を傷つけている場合があります。特にSNS等による他人への誹謗中傷は絶対にしないでください。
- ② 生徒手帳は常時携帯しましょう。汚損・紛失した場合は、事務所で再発行の手続きをしてください(p.13)。
- ③ 授業のない日に登校する場合や、クラブ活動や大会の応援で試合会場へ行く場合も、制服を着用してください。
- ④ 友人の個人情報(住所・電話番号・生年月日・メールアドレス・写真等)を本人の許可なく他人に教えたり、インターネットやSNSに公開してはいけません。自身の個人情報を公開することも慎みましょう。
- ⑤ 先生や友人に会ったらすすんで挨拶をしましょう。
- ⑥ 場面に応じて敬語を使うなど、中高生らしい態度・言葉遣いを心がけましょう。
- ⑦ 生徒用端末は先生の指示の下、教育活動と関係があることにのみ使用し、遊び道具にしない。
また、個人情報の漏洩やなりすましを防ぐため、端末のログインパスワードは人に教えないこと。

(4)服装・頭髪等

「服装・所持品・頭髪規定」を守り、早実生としての誇りを持った学校生活を心がけてください。
詳細は生徒手帳の「服装・所持品・頭髪規定」に記載されているので確認しましょう。
規定違反を繰り返した場合、警告書を出し、学校から保護者に連絡し注意することもあります。
以下に、主な規定内容を記載します。

① 頭髪・身だしなみ(男女共通)

- ・頭髪について 学習に支障がない髪型とする。ただし、以下の行為は禁止する。
 - i パーマ等、その他特殊な髪型 / ii 染色・脱色 / iii ヘア小物の使用※髪を束ねる場合は、黒・紺・茶のいずれかのゴムに限る。
※学習内容に応じて指示がある場合は、長髪を束ねること。
- ・装身具・化粧等について
ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪等の着用は禁止する。化粧・爪の装飾も禁止する。

② コート・通学カバン・靴(男女共通)

- ・コートについて
ウール生地をベースとするPコートまたはダッフルコートを着用すること。
ただし、色は黒・紺・ダークグレーに限る。
- ・通学カバンについて
手提げ・肩掛け・スポーツバッグ・ナップザック等で通学すること。ただし、派手でないものに限る。
- ・靴 【通学時】 黒の革靴、または運動靴
【学校内】 校舎内履き(指定のうわばき)・体育館履き(白地に赤いライン)

③ 制服について

【男子制服】

- ・黒の詰襟学生服上下 または 指定ブレザー・スラックスを着用すること。
- ・指定のボタンを装着すること。
- ・詰襟学生服はカラーをつけること。また、指定の学校章を左襟に装着すること。
- ・ブレザー着用時は指定のネクタイを着用すること。
- ・ワイシャツは白無地のものを着用すること。
- ・靴下は色の指定はないが、派手でないものに限る。

【女子制服】

- ・指定ブレザー・指定スカート または 指定スラックスを着用すること。
- ・スカート丈は膝頭にかかる程度とする。
- ・指定ブラウスを着用すること。
- ・指定リボンまたはネクタイを着用すること。
- ・靴下は紺または黒のハイソックスを着用すること。

④ 所持品について

スマートフォン、スマートウォッチ、タブレット、PC等の通信機器については、学校の指示に従うこと。
また、マンガ・雑誌、ゲーム類など学習に不要な物は持ち込みを禁止する。持ち込みが判明した場合は、保護者に取りに来ていただく対応となる。さらに、貴重品や多額の現金、高価な物は持参しないこと。

⑤ その他の注意事項

- ・夏季略装期間中は、上着を着用しない略装で通学することができる。
- ・学校指定のベスト・セーターを併せて着用してもよい。
- ・学校行事、クラブ活動に伴う公式戦・練習試合・校外練習・試合応援等の際は、許可された場合を除き、制服を着用すること。

⑥ 学用品の販売について

制服のボタン、体育着、学校章などの学用品は、生徒ラウンジで販売している(p.11参照)。
なお、業者によって営業日時が異なるため、注意すること。

4. 学校内での活動

(1) ホームルーム(HR)活動(学級活動)

① ホームルーム

ホームルームは、学校生活を営むうえで基本となる最も重要な生活の場です。そこでは、生徒同士および生徒と担任の先生との円滑なコミュニケーションがはかられ、さまざまな話し合いや行事が行われます。全員が協力し、落ち着いた雰囲気の中で授業を受けられるように心がけましょう。

* ショートホームルーム (SHR)	担任または相担任が教室で出欠をとり、連絡事項を伝えます。 朝礼 8:30～8:40 終礼 15:00～15:10(月火木金)／12:30～12:40(水土)
* ロングホームルーム (LHR)	毎週月曜日の1時限目に行われます。

全校朝礼が毎月1回行われます。朝礼では、校長先生をはじめとする先生方の訓話があり、生徒会活動・委員会活動の報告や活躍したクラブの紹介等があります。

② ホームルーム委員と各係

ホームルーム活動を充実させ、さまざまな学校行事を円滑に進めるために、生徒会活動との関連で各クラスに次のような役員・委員を置きます(人数は変更されることもあります)。

組長	1名	公共衛生委員	2名	生徒会誌報道委員	1名
副組長	2名	風紀厚生委員	2名	文化祭実行委員	3名
生徒評議員	1名	図書委員	1名	体育祭実行委員	3名
総務委員(任意)	若干名	放送委員	1名	応援委員(高等部・任意)	若干名

また、クラスには必要に応じていくつかの係を置きます。どのような係を置くかは担任が提案するか、あるいはクラスで相談して決められます。[例] 国語係、掲示係、文化祭クラス企画代表 など

③ 日直

各クラスの日直は日替り当番制です。日直に当たった人は、朝いつもより早めに登校し、担任から教室の鍵と学級日誌を受け取ります。担任が不在の時は、周囲にいる先生にことわった上で担任の机から持って行ってください。

<日直の主な仕事>

- ・朝、教室を開錠する。
 - ・机の整頓、授業終了後のホワイトボードの清掃など、教室の整理整頓をする。
 - ・教室を移動するときなど戸締りをし、鍵を管理する。
 - ・学級日誌を記入する。
 - ・放課後、教室の戸締りをして学級日誌と鍵を担任へ返す。
- その他、先生から指示があった場合は、それに従うこと。

④ 掃除

放課後、当番の人が教室の掃除を行います。掃除が終わったら、担任または相担任へ報告し、点検を受けるようにしてください。

(2) 生徒会活動

生徒会は、生徒の健全な自主的活動を促進し、集団や社会の一員としてより良い生活や人間関係を築くことを目的としています。生徒会活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。会則や組織の詳細は生徒手帳を参照してください。

(3) クラブ・同好会活動

学年・クラスが横のつながりの場であるなら、クラブ活動は縦のつながりの場であるといえます。志を同じくするものが集うなかで自己の精神的・身体的発達をはかると同時に、部員たちとの友情を深め、視野を広げましょう。

① クラブ活動参加にあたって

- ・クラブ活動の実態を十分理解し、よく考えて自分に合ったクラブを選びましょう。必要があれば担任や顧問の先生に相談しましょう。4月のクラブ紹介や学校HPで、活動の曜日・時間・場所などを確認してください。学校外の施設で練習するクラブもあるので、練習場所から自宅までの所要時間なども考慮しましょう。
- ・クラブ活動を続けているうちに、学習との両立が難しい、成績が下がったなどの理由で退部を申し出るケースが、例年少なからずあります。このような場合、クラブ活動自体ではなく、本人の心構えや学習に対する姿勢に原因があることが多いようです。学習との両立のために努力を重ね、より良い自己を形成することを目指してください。
- ・活動上の問題や悩みがある時は顧問の先生に相談しましょう。
- ・保護者にクラブ活動の様子を日頃からよく伝えておきましょう。
- ・中等部1年生は、5月末日まで体験入部期間となります。

② 活動時間

- ・授業実施日は、原則17:30(顧問から延長願いが提出された場合18:30)までとなります。
- ・休業日は、原則16:00(顧問がいる場合は17:30)までとなります。
- ・夏休み中の平日に、クラブ活動でレストタイム(11:30～14:00)を設ける場合は、顧問の管理下で18:30までの活動(19:00完全下校)を認めます。
- ・朝練習は、平日は7:30～8:15で認めます。ただし、土曜日・日曜日・祝日の屋外での朝練習は禁止です。

③ クラブ・同好会一覧(2026年度)

体育系

空手道	卓球
弓道	中学野球(中等部のみ)
剣道	軟式テニス
硬式テニス	軟式野球(高等部のみ)
硬式野球(高等部のみ)	ハンドボール
ゴルフ	バスケットボール
サッカー	バドミントン
山岳	バレーボール
少林寺拳法	米式蹴球
柔道	ラグビー
水泳	陸上競技
ソフトボール	

文化系

英語
演劇
音楽
科学
写真
商業経済
書道
吹奏楽
美術
文芸
歴史研究

同好会※

アイススケート
スキー
ダンス
馬術
ボート
軽音楽
茶道
将棋・囲碁
数学研究
鉄道研究
漫画研究

※ 同好会は年度ごとに申請され、
継続の可否が審議されます

5. BLEND

BLENDとは、学校とご家庭との連絡に使用されるツールです。主な機能は次のとおりです。

- 欠席や遅刻の連絡

保護者が専用サイトにアクセスし、欠席や遅刻等を連絡することができます。担任等がホームルーム前等に確認します。詳細は、p.7をご覧ください。

※学校への電話連絡でも受け付けますが、できるだけBLENDをご利用ください。

- 通知表の電子配信

保護者や生徒が専用サイトにアクセスし、成績表や担任所見、授業の出席率などを確認できます。

- 健康カルテや健康状態に関わるアンケート

生徒が安全な学校生活を送ることができるように既往歴や現病歴、学校生活において配慮すべき点等を記録することができます。なお、入力した内容は年度途中でも修正することができます。

- 学校からの連絡

学校からの連絡を、登録された保護者のメールアドレス宛に一斉配信することがあります。返信はできません。学費等のお知らせや緊急のお知らせがある際の連絡手段としても使いますので、メールアドレスを必ず登録してください。

- 各種届け出用紙のダウンロード

登校開始許可証明書(p.49)、インフルエンザ罹患報告(p.50)、新型コロナウイルス感染症罹患報告書(p.51)をダウンロードできます。必要に応じて印刷し、担任へ提出してください。

操作方法

(1)ログインする。

ログインURL、またはQRコードよりログインしてください。

初回登録で登録したメールアドレスとパスワードを入力してください。

ログインURL: <https://blend.school/login> (※URLは、初回登録時と異なるためご注意ください)

QRコード:



<ログイン画面>

「初回登録」で登録したメールアドレスとパスワードを入力してください。

(2)欠席連絡をする。

1. アプリ版からの登録

BLENDを通して、学校へ欠席等の連絡を登録することができます。学校側が連絡内容の承認をすることで受付されます。承認された場合、受付完了通知のプッシュ通知が届きます。

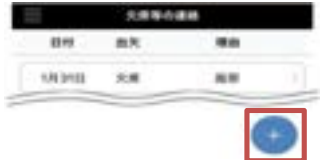
1. 画面左上の「≡」をタップ



2. 「欠席等の連絡」をタップ



3. 「+」ボタンをタップ



4. 連絡内容を入力し、「登録」ボタンをタップ



- ①日付を選択
 - ②欠席等を選択
 - ③理由を選択
 - ④コメントを入力
- ※全て必須事項です

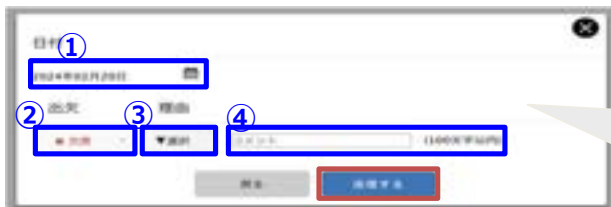
これで、欠席等の連絡の登録が完了です。

2. ブラウザ版からの登録

1. メニューの【欠席等の連絡】をクリックし、「欠席等の連絡」ボタンをクリック



登録画面にて連絡内容を入力し「送信する」ボタンをクリック



- ①日付を選択
 - ②欠席等を選択
 - ③理由を選択
 - ④コメントを入力
- ※全て必須事項です

これで、欠席等の連絡の登録が完了です。

※その他の操作マニュアルについては、BLEND内のリンク集よりご確認ください。



一斉メール受信設定について

学校からの一斉メールが届かない場合は、受信拒否の設定がされていることが考えられます。一度設定をご確認いただき、下記の方法をお試しください。

* 指定ドメイン設定する

次のドメインからのメールが受信できるように設定してください。
no-reply@blend.school (半角小文字)

* URLリンク付きメール受信拒否機能を解除する

特にSoftbankは初期設定にしている機種がありますので、ご確認ください。

6. 早実ログインポータル

在校生全員が「@wasedajg.ed.jp」アドレスのメール(Gmail)・Google Drive・Google Classroom等のGoogleアプリを利用できます。これらを授業や課外活動で活用します。学内のPC・CALL教室、生徒用端末だけでなく、インターネット環境があれば個人のPC、タブレット、スマートフォンからも利用が可能です。なお、利用できるのは本校に在籍している期間となります。情報モラル(個人情報やプライバシー、著作権等)に留意し、適正に利活用してください。法的観点から、生徒本人以外がログインするのを禁止しています。

利用方法

(1) 「早実ログインポータル」へログインする

1. Google Chrome等のインターネットブラウザを起動し、下記URLの「早実ログインポータル」を開きます。

エル,エル
<https://onl.la/KH2Argm>



2. 「ユーザ名」「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。



ユーザ名(中等部):
s 学籍番号 (例: s261543)
ユーザ名(高等部):
h 学籍番号 (例: h263543)
パスワード:
別途お知らせします

※学籍番号は生徒手帳右上に記載されている番号です。

※ユーザ名・パスワードはPC・CALL教室のPCにログインするときのID・パスワードと同じです。

(2) パスワードを変更する

画面右上のメニューボタン(横三本線)をクリックして「パスワード変更」より変更してください。



※パスワードを変更すると、PC・CALL教室のPCにログインするときのパスワードも変更されます。

同様にPC・CALL教室のPCでパスワード変更すると「早実ログインポータル」のパスワードも変更されます。

※パスワードは、必ず「**英大文字**」と「**英小文字**」と「**数字**」と「**記号**」を含めた**4種8文字以上**で設定してください。

※パスワードを忘れた場合は、マルチメディア部(2号館2階ゼミ室4)にご連絡ください。

アプリ

(1) Google Drive

画像・動画ファイル、PDFファイルなどを保存できます。

早実ユーザ(教職員・生徒)の中でのみファイル共有が可能です。

共有されたファイルやフォルダを表示するには、「共有アイテム」をクリックします。

(2) Google Classroom

学年・クラス・科目ごとに先生が課題や資料を配布したり、生徒が課題を提出したりすることができます。

クラブ内の連絡ツールとして活用されることもあります。

7. 施設

利用方法の詳細については、生徒手帳を参照すること。

運動施設

- * 本校には運動施設として、グラウンド・第1体育館・第2体育館・剣道場・柔道場・トレーニング室・弓道場・ゴルフ練習場・多目的コート・プール・屋内練習場などがある。
- * 飲食は厳禁とする。
- * 各施設は、原則として体育の授業、クラブ活動、ロングホームルームのとき以外は使用できない。ただし、グラウンドのみ昼休みに使用できる(猛暑日を除く)。使用の際は、各自が危険防止に努めること。昼休みは軟式庭球および軟式野球のボール・バレーボール・サッカーボールを使用できるが、バットやその代用品は使用できない。
- * グラウンドを使用する場合は運動靴を着用すること。グラウンド使用後は、校舎内に入る前にゴムチップをよく落とすこと。体育館・トレーニング室・ランニングギャラリーを使用する場合は、体育館履きを着用すること。柔道場では靴は使用できない。ランニングギャラリーから下のフロアに物を落とさないように十分に注意してください。人命にかかわる事故につながるおそれがあります。
- * 雷鳴時はグラウンド使用不可。屋内に必ず避難すること。

図書館(3号館1階・2階)

- * 開館時間 ○10分間休み
○昼休み
○放課後:17時10分まで 土曜日は14時40分まで
- * 図書を借りるには「図書貸出証」(中1・高1の4月に配付)が必要となる。「図書貸出証」は3年間使うものなので、紛失しないようにすること。
- * 貸出冊数は図書、雑誌とも1人5冊まで。貸出期間は2週間。
- * 飲食は禁止とする。
- * 生徒用端末を使う際は、音を出さない。動画・静止画の撮影・録音をしない。
- * 詳細については、「早実図書館利用の手引き」を参照すること。

PC教室(3号館1階・2階)

- * PC教室は授業で使用するほか、不定期で開放している。詳細はPC教室前の掲示板を確認すること。
- * 校舎内履き、あるいはスリッパに履き替えて入室すること。
- * 飲食は厳禁とする(持ち込みも不可)。

食堂・生徒ラウンジ(2号館1階)

- * 食堂の利用は昼休みおよび放課後とする(感染症の状況により利用を制限することがあります)。
- * 食堂を利用する際は、あらかじめ券売機で食券を購入すること(授業時間中は購入禁止)。
- * 食券は購入当日のみ利用可。
- * 食堂のメニューは生徒ラウンジで食べることに。
- * 座席数に限りがあるので、なるべく弁当を持参すること。
(グラウンド側出口にAEDあり)

公衆電話・自動販売機

- * 公衆電話は、生徒ラウンジ出入り口脇(2号館1階)に設置している。※テレホンカード非対応。
- * 自動販売機は、生徒ラウンジと多目的コートの横と初等部校舎の横に設置している(授業時間中は利用禁止)。一部の自動販売機は交通系ICカード(Suica・Pasmo)による購入も可能。

保健室(3号館1階)

- * 開室時間
授業期間中 8:30 ~ 17:30 土曜は15:00まで
春・夏・冬休み 9:30 ~ 17:00 土曜は14:00まで
- * 急な場合を除いて休み時間や放課後に利用すること。授業中に利用する場合は、担任または教科担当者の許可を得た上で、原則として公共衛生委員と一緒に来室すること。
- * 保健室を利用する者は、来室者カードに必要事項を記入し、静かに順番を待つこと。保健室で休養したり処置を受けた者は、必ず担任へ報告すること。
- * 平日16:30以降・土曜13:30以降の連絡先:090-5496-0380
(AEDあり)

125号館

- * 天吊りプロジェクター、スクリーン、AVラックを勝手に触らない。
- * ホワイトボードは文字を書き残して放置せず、使用後は必ずクリーナーで消す。
- * 生徒は原則としてエレベーターの使用を不可とする。
- * 絨毯エリアは外履き不可。

10. 学用品の販売

生徒ラウンジにて学用品を販売しています。業者によって営業日時が異なるのでご注意ください。



実業堂

取扱品目	教科書・文房具 制服小物(ボタン・校章マーク)
営業日時	月火木金 8:00～15:00 水 8:00～12:30 ※ただし、授業がある日のみ
電話番号	042-325-1421(校内売店直通)

ラックススポーツ

取扱品目	スポーツ用品 (体育着・Tシャツ・ハーフパンツ・校舎内履き・体育館履き・柔道着等)
営業日時	火金 10:30～13:00 ※ただし、授業がある日のみ
電話番号	03-6908-2170(会社)

三越伊勢丹

取扱品目	制服類・リボン・ネクタイ					
営業日時	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">前期</td> <td style="padding: 2px;">4月 8日(水) 5月 13日(水) 6月 24日(水)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後期</td> <td style="padding: 2px;">9月 2日(水) 9月 30日(水) 10月 21日(水) 11月 18日(水) 12月 16日(水) 1月 13日(水)</td> </tr> </table> <p>全日程 12:30～14:00</p>	前期	4月 8日(水) 5月 13日(水) 6月 24日(水)	後期	9月 2日(水) 9月 30日(水) 10月 21日(水) 11月 18日(水) 12月 16日(水) 1月 13日(水)	
前期	4月 8日(水) 5月 13日(水) 6月 24日(水)	後期	9月 2日(水) 9月 30日(水) 10月 21日(水) 11月 18日(水) 12月 16日(水) 1月 13日(水)			
問合せ先	<p>三越伊勢丹学生服お問い合わせセンター 電話:0570-087789(受付時間:午前10時～午後6時) 「よくある質問」「お問合せフォーム」については、 下記URL・右記二次元コードよりお問い合わせください。 https://www.isetan.mistore.jp/common/school/faq.html</p>					
ネット利用による注文	<p>一部制服はインターネットでの購入が可能です。 http://www.mistore.jp/m/wasedajg 学校専用ID:「509217」 学校専用パスワード:「94D5YsjN」 ■インターネット利用によるご注文には 『三越伊勢丹WEB会員』にご登録いただく必要がございます。 ※毎年6月頃パスワードが変更になりますので別途ご案内させていただきます。</p>					

11. 事務手続き

(1) 各種証明書の発行

各申込用紙は事務所前のレターケースにあります。必ずボールペンで記入してください。

① 通学証明書

通学定期券を購入する際に必要です。中等部・高等部の入学時に配布します。卒業するまで3年間有効なので、紛失しないよう気をつけてください。万一紛失してしまった場合は、事務所で再発行の手続きをしてください。

(「通学証明書再発行願」に必要事項を記入し、担任の確認印をもらうこと。)

通学経路が変わった場合は変更箇所を記入のうえ提示してください。訂正印を押します。

② 学割証(生徒用旅客運賃割引証)

下記目的に該当し、JR線で片道100kmを超える区間を乗車する場合に学割証を発行します。「生徒用旅客運賃割引証下付願」に必要事項を記入し、担任の確認印をもらい、申し込んでください。長期休業中など、担任が不在の際は日直の先生に代印をもらい、後日その旨を担任に報告してください。受取の際は、必ず本人が生徒手帳を持参してください。春休み・夏休み・冬休みに使用する学割証は、なるべく早めに申し込んでください。

学割証は、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。そのため学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限りです。

- 1) 休暇、所用による帰省
- 2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- 3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- 4) 就職又は進学のための受験等
- 5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 7) 保護者の旅行への随行

(「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」より)

* 平日 13:10までの申し込み	→	当日発行
* 春休み・夏休み・冬休みの申し込み		

* 平日 13:10以降の申し込み	→	次の事務取扱日に発行
* 土曜の申し込み		

③ 生徒手帳再発行

生徒手帳は毎年4月に配布します。証明書の発行や通学定期券の購入の際にも必要となります。万一紛失や汚損してしまった場合は、事務所で再発行の手続きをしてください。(「生徒手帳再発行願」に必要事項を記入し、担任の確認印をもらうこと。手数料:500円)

④ 在学証明書・成績証明書など

「証明書類発行願(在校生用)」に必要事項を記入し、事務所で申し込んでください。在学証明書は即日発行できます。成績証明書や英文の証明書、その他の証明書が必要な場合は担任に相談してください。発行には時間がかかる場合があります。早めに準備するようにしましょう。

《証明手数料》

	和文	英文
調査書	400円	—
在学証明書	300円	500円
成績証明書	300円	500円

	和文	英文
卒業見込み証明書	300円	500円
単位修得証明書	300円	500円
その他の証明書	300円	500円

(2) 各種届出

① 住所や通学経路が変わった場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">* 生徒手帳および通学証明書 記載住所の訂正
→ 事務室にて変更箇所を黒字で記入し、訂正印を押します。通学定期券を購入する際必要です。* 身上書の変更
→ 変更用紙を受け取り、変更箇所を赤字で記入のうえ、担任へ提出してください。 |
|---|

② 学費等引き落とし口座

入学時に提出した口座が在学中適用されます。内部進学の場合、口座情報は引き継がれます。やむをえず変更する場合は、至急会計課学費担当へ連絡してください。

③ 傷害保険の手続き (p.14参照)

(3) 事務所開室時間

* 授業期間中・春休み	8:30 ~ 16:30	土曜は13:30まで
* 夏休み・冬休み	8:30 ~ 16:00	土曜は13:00まで

※日曜祝日および一斉休業期間等は閉室です。

(4) 傷害保険

本校では生徒全員を対象とした2種類の傷害保険に加入しています。これは、思わぬ事故災害によって生徒が負傷した場合などに、見舞金として給付金や保険金をお支払いするためのもので、本校が掛金・保険料を負担しています。

① 日本スポーツ振興センターによる災害給付金（窓口:保健室）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> * 学校管理下において発生した事故による負傷 療養に要する費用(初診から治癒まで)が1つの災害につき500点(5,000円)以上のものについて医療費が支払われます。保険外診療分(紹介状のない大病院の初診時の自費分、差額ベット代等)・交通費は、給付対象になりません。 * その原因事由が学校管理下で生じたもののうち、内閣府令で定めているもの * 学校管理下の負傷疾病が治った後に残った障害 * 学校管理下において発生した事件に起因する死亡及び、学校管理下で生じた疾病に直接起因する死亡 * 突然死
内 容	<p>負傷と疾病については、治療にかかった総費用(保険適用前の額)の10分の4を給付</p> <p>障害・死亡については、障害見舞金又は死亡見舞金を給付</p>
手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保健室で申請書類を受け取る。 2) 「医療等の状況」「調剤報酬明細書」は医療機関や薬局で記入してもらう。 「災害報告書」は各自で記入する。 3) 上記書類をすべて揃えて保健室へ提出する。 4) 治療途中でも申請することができる。 5) 本校から学費口座に給付金が振り込まれる。
注 意	<p>給付基準等詳細については保健室へお問い合わせください。</p> <p>申請書類はケースにより異なることがあるので、必ず保健室で確認してください。</p> <p>災害共済給付を受ける権利は、受診した月から2年間請求を行わなかった場合時効によって消滅しますのでご注意ください。</p>

② 東京海上日動火災保険(株)による傷害保険（窓口:事務所）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> * 学校管理下において発生した外的要因(主に突発的な事故)による負傷 * 校外の課外活動における負傷は、教職員が引率している場合のみ該当 * 故意または重大な過失による怪我や、慢性的な疲労による骨折・腰痛などは対象外
内 容	<p>1名あたりの保険金額(給付金額)^{**}</p> <p>死亡・後遺障害 200万円</p> <p>入院日額 2,000円(事故日より180日目までの入院が対象・180日を限度とする)</p> <p>通院日額 1,000円(事故日より180日目までの通院が対象・90日を限度とする)</p> <p>※手術保険金:事故日より180日目までの手術が対象・1事故に対して1回限り</p> <p>①入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額×10倍</p> <p>②日帰り手術の場合:入院保険金日額×5倍</p> <p>なお、手術保険金のお支払いは保険会社の定める手術保険金支払い対象手術に限りです。</p>
手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1) 怪我をした際、事務所で「事故通知書兼管理下中事故証明書」を受け取る。 2) 「事故通知書兼管理下中事故証明書」に記入し事務所に提出する。「3.事故日」欄は、具体的に記入する。「4.傷害の内容」欄の入院・手術情報は、記入する時点での見込みで記入する。 3) 後日、保険会社より「傷害保険金請求書」が書類送付先へ郵送される。 4) 「傷害保険金請求書」に記入のうえ、必要書類を添えて保険会社に返送する。 5) 保険会社より保険金が振り込まれる。
注 意	<ul style="list-style-type: none"> * 診察券・領収書等は手続きに必要なので、必ず保管しておいてください。 * 保険金請求書を提出後、保険会社または取扱代理店より確認の連絡をする場合があります。

12. 緊急時の対応

(1) 学校からの連絡

学校からの連絡は文書によるものが基本ですが、次の連絡手段をとることもあります。

① ホームページ(HP)

本校HPには様々な情報が掲載されます。緊急のお知らせを掲載する場合もあるので、こまめに確認してください。

② 校務システム(BLEND)

平時の連絡にも使用しますが、災害や緊急時には、BLENDを使用して一斉に連絡を送ることがあります。

③ Google Classroom

学年・クラス・科目ごとに先生が課題や資料を配布することがあります。

(2) 大地震発生時の心得

在校中に災害が発生した場合は、学校が第一の避難場所になります。交通機関途絶などで帰宅できない生徒は、原則として学校に宿泊します。入学後配布される「防災マニュアル」を熟読し、慎重に行動しましょう。

(3) 緊急避難校ネットワーク

本校は東京私立中学・高等学校協会の運営する「登下校時の緊急避難校ネットワーク」に参加しています。これは、登下校中の大きな地震や豪雨による大規模な河川の氾濫等の自然災害、Jアラートの発令などにより、首都圏の交通機関がストップし、自校や自宅にたどり着けなかった生徒は、近くにある東京・神奈川の私立小学校・中学校・高等学校に避難できるように学校間で協力し合うシステムです。詳しくは「東京私学ドットコム」のHPをご覧ください。(https://j.tokyoshigaku.com/knowledge/about-safety.html)



学 習 編

1. 教育課程

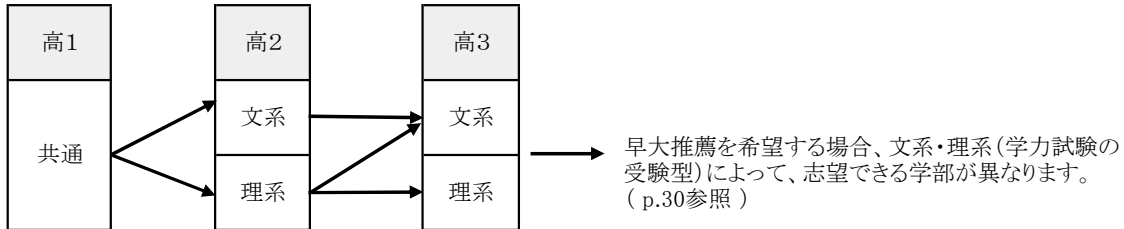
教育課程の詳細については、資料編(p.34,40,41)を参照してください。今後変更となる可能性もあります。

(1) 文理選択と進路の概略

高等部では、高2で文系・理系を選択します。

高2で文系を選択した場合、高3でも文系となります。理系には進めません。

高2で理系を選択した場合、原則として高3でも理系となりますが、希望により文系を選択することもできます。



(2) 選択教科・選択科目

中等部は、選択教科はありませんが、2年次、3年次の外国語(英語)では一部、習熟度別クラス授業を実施しています。

高等部2年次は文系の社会科、理系の理科が一部、選択必修となっており、高等部3年次に学校設定選択科目を設けています。

2. キャリア教育(進路指導)

本校では、中等部・高等部の6年間を通じた長期的展望のもと、生徒の「主体的に進路選択できる力」をはぐくむ教育の一環として、以下のようなキャリア教育を行っております。

『早稲田実業学校 キャリア教育(進路指導)』計画

学年	月	時期	行 事	担 当
中1	前期・後期		LHR 各分野で活躍されている方による講演(道徳)	学年・教務部 学習指導部
中2	前期・後期		LHR 各分野で活躍されている方による講演(道徳)	学年・教務部 学習指導部
中3	前期・後期		LHR 各分野で活躍されている方による講演(道徳)	学年・教務部 学習指導部
高1	4月	中 旬	オリエンテーション(学習ガイダンス等)	教務部・ 学習指導部
	4~5月		LHR(定期試験・学力試験の説明)	担任
	7月	自宅学習期間	文理コース選択説明会	教務部
	8月	夏休み期間	早大オープンキャンパスへの参加	学習指導部
	11月	上 旬	文理コース選択希望調査提出	教務部
高2	7月	自宅学習期間	学部模擬講義(希望学部)	学習指導部
	2~3月		LHR(高3に向けて、学力試験等の説明)	学年
高3	6月		早大人間科学部・スポーツ科学部。学部・学科説明会へ参加 対象:希望生徒	学習指導部
	11月		早稲田大学推薦志望願書・自己推薦書提出	学習指導部
	1~2月		高3特別授業(早大進学学部別) 早大入学前教育・課題指導	教務部・ 学習指導部

※内容や実施時期につき、今後変更となる可能性があります。

3. 留学制度

< 中等部 >

○英国ラグビー校正規留学制度

ラグビーフットボール発祥の地として世界的に有名なパブリックスクール、ラグビー校 (Rugby School) へ、中等部3年夏から高等部1年夏までの1年間留学する制度です。留学生はラグビー校の寮で生活します。

○加国リドリーカレッジ正規留学制度

カナダ・オンタリオ州セントキャサリンズの広大なナイアガラ地域にあるリドリーカレッジ (Ridley College) へ、中等部3年夏から高等部1年夏までの1年間留学する制度です。留学生はリドリーカレッジの寮で生活します。

※ 中等部での留学は、上記プログラムのみです。

< 高等部 >

○英国スタムフォード校 (SES) 正規留学制度

現在でも中世の雰囲気を残す非常に美しい景観に恵まれたスタムフォードの街に位置するパブリックスクール、スタムフォード校 (Stamford Endowed Schools) へ、高等部1年夏から高等部2年夏までの1年間留学する制度です。留学生はスタムフォード校の寮で生活します。

なお、上記3つの正規留学制度は、それぞれ定員2名で、規定に基づいて選抜されます。日本を離れ異国の地で生活することにより、英語だけでなく、その国の文化や風習、人々の考え方を学び、より幅広い視野を持った逞しい生徒に成長してくれることを期待しています。復学後は、本校の早稲田大学推薦入学規定・基準により早稲田大学へ進学することができます。

< 国際交流プログラム >

上記の留学制度以外に、短期の国際交流プログラムがあります。開催時期や対象学年がそれぞれ異なります。プログラム一覧は、本校HPの「国際交流」ページでご確認ください。

< 高等部公認留学制度 >

私費留学には「公認留学」と「休学留学」があります。

上記正規以外の高等部における留学は、自分で留学先を探す「私費留学」となります。

○「公認留学」は、(留学後の単位認定審査で単位が認定された場合)3ヶ月から1年間、留学期間を在学年数に算入することができ、3年間で卒業し、早稲田大学推薦入学規定・基準を満たせば早稲田大学への推薦進学も可能となります。ただし、成績審査、面接などの事前審査があり、留学開始前に高等部で一定の学業成績を修めておくこと、留学する学校が正規の後期中等教育機関であること、原則として現在の学年に相当する学年に在籍すること等、申請に際して様々な条件を満たすことが求められます。留学を考えている生徒は、早めに担任の先生に相談してください。なお、私費留学の場合は、皆勤(p.27参照)の対象外となります。

○「休学留学」は、留学期間を在学年数に算入しないため、3年間で卒業することはできません。

4. 試験

(1) 定期試験時間割

定期試験の時間割は通常の校時と異なります。

午前実施	
開門	7:20
SHR	8:30 ~ 8:40
1時限目	8:50 ~ 9:40
2時限目	10:00 ~ 10:50
3時限目	11:10 ~ 12:00
昼食	
4時限目	12:50 ~ 13:40

(2) 試験を受けるにあたって

試験は日頃の努力の成果をはかる大切な機会です。厳粛な気持ちで受けましょう。

① 登校に際して

- 1) 遅刻をしないこと。正当な理由なく試験開始後20分以上遅刻した場合は、受験できません。
受験できなかった科目は0点扱いとなります。
- 2) 不必要な物は持ってこないこと。スマートフォン等の通信機器は学校に入る前に電源を切り、カバンの中やカギのかかるロッカーにしまってください。試験中に呼び出し音やアラーム等が鳴ると他の生徒が非常に迷惑します。
違反が発覚すると不正行為、懲戒処分の対象となります。
- 3) 開門時刻より前に校内に入ることとはできません。

② 試験実施前

- 1) 指定された自分の席に着き、机の中が空であることを確認し、机の上に落書きがあれば消しましょう。
- 2) 監督の先生の指示があるまで静かに待ちましょう。
- 3) 監督の先生から指示があったら直ちに教科書・ノート等をカバンの中にしまい、カバンのチャック等を閉めましょう。
机の中には何も入れないようにしましょう。特に許可がない限り、机の上には筆記用具以外置かないようにしましょう。
風邪等でティッシュ等が必要なときは、監督の先生の承諾を得てください。生徒用端末は電源を切り、カバンやロッカーにしましましょう。

③ 試験実施中

- 1) 問題・解答用紙が配布され始めたら、話をやめ、前を向きましょう。
- 2) 試験中は正しい姿勢で座りましょう。机の端に答案用紙を置く等、他人に見せるような行為はしないようにしてください。
- 3) クラス・出席番号・氏名等は、終了のチャイムが鳴る前に記入しておいてください。
- 4) 終了のチャイムが鳴り始めたら直ちに筆記用具を置いてください。
チャイムが鳴った後の加筆は不正行為になります。
- 5) 各列最後尾の生徒は速やかに答案用紙を番号順に回収してください。
- 6) 監督の先生の確認が終わって、挨拶がすむまで、自分の席で静かに待機しててください。

以上の項目を守らないと、不正行為とみなされることがあります。

④ 試験終了後

- 1) 机の中や上、教室内を整備しましょう。
- 2) 照明は消えているか、窓（天窗も含む）が閉まっているかを確認し、速やかに下校してください。

★ 重要事項

不正行為が発覚すると、中等部では、該当科目の試験が0点扱いとなります。

高等部では、それ以降の試験は受けることはできず、試験期間中の全ての科目が0点扱いとなります。

中等部・高等部ともに、懲戒処分の対象となります。

(3) 試験の種類

① 定期試験

各学年、年に4回の定期試験が実施されます(高3は3回)。学習成果の総まとめの試験です。

② 高3学力試験

高等部3年次に、学力試験が1回実施されます。

早大推薦の判断材料となる重要な試験です。

③ その他の試験・課題等

- 1) 各教科・科目で小テスト、実技テスト、レポートや作品の提出等があります。
- 2) 中等部1年生から高等部3年生まで全員がGTECやTOEFL ITP等の英語資格試験を受けます。
- 3) その他、学年により、各種資格試験・外部試験を受けることがあります。

(4) 試験日程

試験日程は年間行事表(p.45～48参照)に基づきます。下記は2026年度の日程です。

	試験	日程	中1～高2	高3
前期	前期中間試験	5月26日～5月28日(3日間)	○	○
	前期末試験	7月6日～7月9日(4日間)	○	○
後期	学力試験	11月5日・11月6日(2日間)	-	○
	後期中間試験	11月26日～12月1日(4日間)	○	-
	高3定期試験		-	○
	学年末試験	2月27日～3月3日(4日間)	○	-

5. 成績

成績

- ① 本校の評定(評価)は、10点法(10段階)の絶対評価です。
*絶対評価とは、「相対評価」(全体の人数の中で、評価点ごとの人数配分が決まっている方法)と違って、各自の到達度をそのまま評価するものです。
- ② 評価材料としては、定期試験[前期中間試験、前期末試験、後期中間試験、高3定期試験、学年末試験]、パフォーマンス課題[レポート、スピーチ、プレゼンテーション、ディベート、実技課題等]、その他[小テスト、出席状況、宿題・作品(提出状況と内容の充実度)、ノート、授業に臨む姿勢等]があります。

5-1. 成績(中等部)

(1) 成績・進級・卒業

中等部成績判定等規程・基準

第1条(目的)

この規程・基準は、早稲田大学系属早稲田実業学校中等部における各教科・科目や総合的な学習の時間、特別活動の評価、履修、各学年の課程の修了および卒業の認定等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(各教科・科目の評価)

1. 学習指導要領やシラバスに示す各教科の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科の目標や内容に照らし、その実現状況を3つの観点「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」ごとに教科担当者が評価する。

観点別評価	評価基準
A	「十分満足できる」状況と判断されるもの
B	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
C	「努力を要する」状況と判断されるもの

2. 観点別学習状況の評価の結果を総括して、次の基準を基に教科担当者が評価する。評定は10段階法で表す。

評定	観点別評価との関係	評価基準
10	AAA	十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの
9		
8		十分満足できると判断されるもの
7		
6	BBB	おおむね満足できると判断されるもの
5		
4	CCC	努力を要すると判断されるもの
3		
2		努力を要すると判断されるもののうち、特に程度の低いもの
1		

3. 総合的な学習の時間の記録は、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

4. 特別活動の記録は、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合、担当が○印を記入する。

第3条(教科および総合的な学習の時間、特別活動の履修の認定)

教科および総合的な学習の時間、特別活動において、年間非公認欠課時数(授業を受けていない時数から、公認欠席、忌引き、出席停止等公認欠課時数を除いた時数)が年間計画時数の2分の1以下である場合、その教科および総合的な学習の時間、特別活動の履修を認定する。ただし、特別な事由があると校長が判断した生徒についてはこの限りではない。

■年間計画時数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	特活	総合
1年	175	105	175	140	53	53	105	70	175	35	35	50
2年	175	140	175	140	35	35	105	70	175	35	35	70
3年	140	175	175	140	35	35	105	35	210	35	35	70

第4条(進級認定)

校長は、学校が定める教育課程における当該学年の教科、総合的な学習の時間、特別活動のすべてを履修している生徒に対して、進級を認定する。

第5条(欠席過多、成績不良とその対応)

中等部1年、2年の学年末評定時点において、以下のいずれかの項に該当する生徒に対しては、学年判定委員会および専任教員会(成績判定会)で報告するとともに、指導を行う。中等部1年では生徒の生活状況や学習に取り組む方法・意欲等についての指導を行い、中等部2年では上記に加えて学習環境を変えることを含めた指導を行う。

1. 未履修の教科および総合的な学習の時間、特別活動がある。
2. 出席日数が出席すべき日数の3分の2未満である。
3. 学年評定の平均点が5.5未満である。
4. 学年評定において4以下の教科が4教科以上である。

第6条(原級留置とその対応)

1. 中等部の原級留置は、病気や怪我による長期欠席などにより十分な学習機会が無かったことを理由に、生徒・保護者から申し出があった場合の例外的措置とする。校長は、その申し出を受けて当該学年に原級留置とすることができる。ただし、原級留置は各学年において1回限りとする。

2. 原級留置となった生徒に対しては、次の号の通り取り扱う。

(1) 当該学年で履修した教科、総合的な学習の時間、特別活動については、すべて保留となり、当該学年の教育課程をすべて再履修しなければならない。

(2) 学年評定や総合的な学習の時間、特別活動の認定は、再履修したものの成果を基に行う。

(3) 原級留置となった生徒の学籍異動に伴う証明書(単位取得証明書、成績証明書、調査書等)の作成にあたっては、当該生徒の不利益にならないようにする。

第7条(卒業認定)

校長は、第4条に該当する中等部3年の生徒に対して、専任教員会(成績判定会)の結果に基づき卒業を認定する。卒業を認定した生徒に対しては、卒業証書が授与される。

第8条(高等部進学認定)

校長は、次のすべての項に該当する生徒に対して、本校高等部への進学を認定する。

1. 第7条による卒業認定を受けている。
2. 中等部3年時における出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
3. 中等部3年の学年評定の平均点が5.5以上である。
4. 中等部3年の学年評定において4以下の教科が4教科未満である。

※ 中等部3年における前期評定の平均点が6.0未満の者、および3年次における後期中間試験の仮評定で成績不良の者に対しては、他校受験を含めた指導を行います。

附則

1. 本成績判定基準は、2026年4月以降に適用する。

(2) 成績優等・皆勤

① 成績優等

学年成績において、全科目の単純評定平均が8.5以上の者

② 皆勤

欠席がなく、当該学年度における遅刻・早退の合計回数が2回以下である者

※3年間皆勤した者には、3カ年皆勤賞が授けられます。

(3) 成績の通知

本校は2期制（前期・後期）です。

通知表（成績・出欠席）を電子配布するのは、前期末試験後と学年末試験後の2回です。

（校務システムBLENDを使用します。（P.6））

（ただし、中等部3年次は、後期中間試験後にも仮評定を明記した通知表を配信します。）

前期中間試験・後期中間試験の後には、試験結果を素点（試験の点数）の一覧表の形で配信します。

	試 験	中1・中2	中3
前 期	前期中間試験	試験結果 (素点表)	試験結果 (素点表)
	前期末試験	通知表 (前期評定)	通知表 (前期評定)
後 期	後期中間試験	試験結果 (素点表)	通知表 (仮評定)
	学年末試験	通知表 (学年評定・進級判定)◎	通知表 (学年評定・卒業判定)◎

◎紙媒体でも配布

5-2. 成績(高等部)

(1) 成績・進級・卒業

高等部成績判定等規程・基準(高等部1年生・2年生)

第1条(目的)

この規程・基準は、早稲田大学系属早稲田実業学校高等部における各教科・科目や総合的な探究の時間、特別活動の評価、履修、修得、各学年の課程の修了および卒業の認定等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(各教科・科目の評価)

1. 学習指導要領やシラバスに示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を3つの観点「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」ごとに科目担当者が評価する。

観点別評価	評価基準
A	「十分満足できる」状況と判断されるもの
B	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
C	「努力を要する」状況と判断されるもの

2. 観点別学習状況の評価の結果を総括して、次の基準を基に科目担当者が評価する。評定は10段階法で表す。

評定	観点別評価との関係	評価基準
10	AAA	十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの
9		
8		十分満足できると判断されるもの
7		
6	BBB	おおむね満足できると判断されるもの
5		
4	CCC	努力を要すると判断されるもの
3		
2		努力を要すると判断されるもののうち、特に程度の低いもの
1		

3. 総合的な探究の時間の記録は、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

4. 特別活動の記録は、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合、担任が○印を記入する。

第3条(教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動の履修の認定)

教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動において、年間非公認欠課時数(授業を受けていない時数から、公認欠席、忌引き、出席停止等 公認欠課時数を除いた時数)が年間計画時数の2分の1以下である場合、その教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動の履修を認定する。年間計画時数とは、高等部1年、2年では35時限×単位数、高等部3年では25時限×単位数とする。ただし、特別な事由があると校長が判断した生徒についてはこの限りではない。

第4条(単位の修得の認定)

校長は、次の項に該当する生徒に対して、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき、当該履修科目、総合的な探究の時間の単位の修得を認定する。

1. 当該履修科目の評定が3以上である。
2. 総合的な探究の時間の目標からみて、満足できる成果に関する内容が記録に書かれている。

第5条(進級認定)

校長は、次の項のすべてに該当する生徒に対して、進級を認定する。

1. 出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
2. 学校が定める教育課程における当該学年の単位をすべて修得する。
3. 特別活動の成果がその目標からみて満足であると認められる。

第6条(原級留置とその対応)

1. 校長は、次の号のいずれかに該当する生徒に対して、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき、当該学年に原則として原級留置とする。ただし、原級留置は各学年において1回限りとする。
 - (1) 出席日数が出席すべき日数の3分の2未満(欠席過多)である。
 - (2) 未履修の教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動がある。
 - (3) 未修得の単位がある。
2. 校長は、高等部1年、2年学年末成績において次の号のいずれかに該当する生徒に対して、専任教員会(成績判定会)において「早大推薦無し」と判定されたとき、生徒・保護者の希望を基に原級留置とすることができる。
 - (1) 評定4以下の科目の単位数の合計が10単位以上ある。
 - (2) 評定4以下の科目が高等部1年では5科目以上、高等部2年では4科目以上ある。
 - (3) 第6条1項に該当するが、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき進級が認定されたとき。
3. 校長は、早稲田大学推薦基準を満たさなかった高等部3年の生徒に対して、生徒・保護者の希望を基に原級留置とすることができる。
4. 原級留置となった生徒に対しては、次の号の通り取り扱う。
 - (1) 当該学年で履修・修得した教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動については、すべて保留となり、当該学年の教育課程をすべて再履修しなければならない。
 - (2) 単位の修得、教科・科目および総合的な探究の時間の修得は、再履修・再修得した教科・科目、総合的な探究の時間の評価、特別活動の成果を基に行う。
 - (3) 原級留置となった生徒の学籍移動に伴う証明書(単位取得証明書、成績証明書、調査書等)の作成にあたっては、当該生徒の不利益にならないようにする。

第7条(進級の特例措置)

1. 第6条1項に該当するが、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき進級が認定された場合、進級することができる。ただし、第6条1項(2)号または(3)号に該当していた生徒は、原則として専任教員会(成績判定会)後から次年度の後期始業式までの期間における補習等に取り組むことで、未履修、未修得を解消しなければならない。
2. 第6条1項(1)号のみに該当し、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき原級留置となった場合、生徒・保護者の希望を基に高等部3年次における早稲田大学への推薦権候補者から外れる場合、進級を認定する。

第8条(卒業認定)

1. 校長は、第5条のすべての項に該当する高等部3年の生徒に対して、卒業を認定する。卒業を認定した生徒に対しては、卒業証書が授与される。
2. 第6条1項のいずれかに該当するが、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)において合計74単位以上の修得をしており、必修教科・科目等を履修し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められ、生徒・保護者が卒業を希望した場合、卒業を認定し卒業証書が授与される。

附則

1. 本成績判定基準は、2026年4月以降に適用する。

高等部成績判定等規程・基準(高等部3年生)

第1条(目的)

この規程・基準は、早稲田大学系属早稲田実業学校高等部における各教科・科目や総合的な探究の時間、特別活動の評価、履修、修得、各学年の課程の修了および卒業の認定等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(各教科・科目の評価)

1. 学習指導要領やシラバスに示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を3つの観点「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」ごとに科目担当者が評価する。

観点別評価	評価基準
A	「十分満足できる」状況と判断されるもの
B	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
C	「努力を要する」状況と判断されるもの

2. 観点別学習状況の評価の結果を総括して、次の基準を基に科目担当者が評価する。評定は10段階法で表す。

評定	観点別評価との関係	評価基準
10	AAA	十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの
9		
8		
7		
6	BBB	おおむね満足できると判断されるもの
5		
4	CCC	努力を要すると判断されるもの
3		
2		
1		

3. 総合的な探究の時間の記録は、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

4. 特別活動の記録は、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合、担任が○印を記入する。

第3条(教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動の履修の認定)

教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動において、年間非公認欠課時数(授業を受けていない時数から、公認欠席、忌引き、出席停止等公認欠課時数を除いた時数)が年間計画時数の2分の1以下である場合、その教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動の履修を認定する。年間計画時数とは、高等部1年、2年では35時限×単位数、高等部3年では25時限×単位数とする。ただし、特別な事由があると校長が判断した生徒についてはこの限りではない。

第4条(単位の修得の認定)

校長は、次の項に該当する生徒に対して、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき、当該履修科目、総合的な探究の時間の単位の修得を認定する。

1. 当該履修科目の評定が3以上である。
2. 総合的な探究の時間の目標からみて、満足できる成果に関する内容が記録に書かれている。

第5条(進級認定)

校長は、次の項のすべてに該当する生徒に対して、進級を認定する。

1. 出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である。
2. 学校が定める教育課程における当該学年の単位をすべて修得する。
3. 特別活動の成果がその目標からみて満足であると認められる。

第6条(原級留置とその対応)

1. 校長は、次の号のいずれかに該当する生徒に対して、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき、当該学年に原則として原級留置とする。ただし、原級留置は各学年において1回限りとする。
 - (1) 出席日数が出席すべき日数の3分の2未満(欠席過多)である。
 - (2) 未履修の教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動がある。
 - (3) 未修得の単位がある。
2. 校長は、高等部1年、2年学年末成績において次の号のいずれかに該当する生徒に対して、専任教員会(成績判定会)において「早大推薦無し」と判定されたとき、生徒・保護者の希望を基に原級留置とすることができる。
 - (1) 評定4以下の科目の単位数の合計が10単位以上ある。
 - (2) 評定4以下の科目が高等部1年では5科目以上、高等部2年では4科目以上ある。
 - (3) 第6条1項に該当するが、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき進級が認定されたとき。
3. 校長は、高等部3年早大推薦成績において次の号のいずれかに該当する生徒に対して、「早大推薦無し」と判定されたとき、生徒・保護者の希望を基に原級留置とすることができる。
 - (1) 評定4以下の科目の単位数の合計が10単位以上ある。
 - (2) 評定4以下の科目が4科目以上ある。
4. 原級留置となった生徒に対しては、次の号の通り取り扱う。
 - (1) 当該学年で履修・修得した教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動については、すべて保留となり、当該学年の教育課程をすべて再履修しなければならない。
 - (2) 単位の修得、教科・科目および総合的な探究の時間の修得は、再履修・再修得した教科・科目、総合的な探究の時間の評価、特別活動の成果を基に行う。
 - (3) 原級留置となった生徒の学籍移動に伴う証明書(単位取得証明書、成績証明書、調査書等)の作成にあたっては、当該生徒の不利益にならないようにする。

第7条(進級の特例措置)

1. 第6条1項に該当するが、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき進級が認定された場合、進級することができる。ただし、第6条1項(2)号または(3)号に該当していた生徒は、原則として専任教員会(成績判定会)後から次年度の後期始業式までの期間における補習等に取り組むことで、未履修、未修得を解消しなければならない。
2. 第6条1項(1)号のみに該当し、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)の結果に基づき原級留置となった場合、生徒・保護者の希望を基に高等部3年次における早稲田大学への推薦権候補者から外れる場合、進級を認定する。

第8条(卒業認定)

1. 校長は、第5条のすべての項に該当する高等部3年の生徒に対して、卒業を認定する。卒業を認定した生徒に対しては、卒業証書が授与される。
2. 第6条1項のいずれかに該当するが、学年判定委員会と専任教員会(成績判定会)において合計74単位以上の修得をしており、必履修教科・科目等を履修し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められ、生徒・保護者が卒業を希望した場合、卒業を認定し卒業証書が授与される。

附則

1. 本成績判定基準は、2024年4月以降に適用する。

高等部成績判定等規程・基準(高等部1年生～3年生共通)

(2) 成績優等・皆勤

① 成績優等

学年成績において、全科目の3分の2以上が評定9以上の者(ただし、評定6以下の科目がある者は除く。)

② 皆勤

欠席がなく、当該学年度における遅刻・早退の合計回数が2回以下である者

※3年間皆勤した者には、3カ年皆勤賞が授けられます。

(3) 成績の通知

本校は2期制(前期・後期)です。

通知表(成績・出欠席)を電子配布するのは、前期末試験後と学年末試験後の2回です。

ただし、高3は前期中間試験成績、12月高3定期試験後 早大推薦成績、1月卒業成績の3回です。

前期中間試験・後期中間試験の後には、試験結果を素点(試験の点数)の一覧表の形で渡します。

	試 験	高1・高2	高3
前 期	前期中間試験	試験結果 (素点表)	試験結果 (素点表)
	前期末試験	通知表 (前期評定)◎	通知表 (前期評定)◎
後 期	学力試験	—	試験結果 (素点・早大推薦持ち点)
	後期中間試験	試験結果 (素点表)	—
	高3定期試験	—	通知表 (学年評定(早大推薦成績))◎
	高3卒業成績発表(1月下旬)	—	通知表 (学年評定(確定)・卒業判定)◎
	学年末試験	通知表 (学年評定・進級判定)◎	—

◎紙媒体でも配布

6. 早大推薦

早稲田大学各学部への推薦は、学力評価(平常点および学力試験の成績)、人物評価等を総合的に勘案して決定されます。

早稲田大学推薦入学規程・基準(高等部1年生・2年生)

第3条(早大推薦基準)

次の基準を満たす生徒を早稲田大学推薦入学対象者とする。

1. 早稲田大学への進学を強く希望し、高等部3年時に提出する「早稲田大学推薦志望願書」において「早稲田大学への推薦を志望する」に丸を付ける。
2. 学校が認めたもの以外の大学入学試験に出願しない。
3. 早稲田大学へ進学する前年度に、「学力試験」の必要科目をすべて受験し、高等部を卒業する。
4. (高等部入学後、早稲田大学推薦志望願書提出日まで)にTOEFL-ITPスコアが400(もしくはiBT32)以上を取得し、スコアを提出する。
5. 高等部1年、2年学年末成績において、以下の号に該当しない。ただし、専任教員会(成績判定会)において早大推薦候補者を維持できることが承認された場合は、この限りではない。
 - (1) 評定4以下の科目の単位数の合計が10単位以上ある。
 - (2) 評定4以下の科目が高等部1年では5科目以上、高等部2年では4科目以上ある。
6. 高等部3年の12月に発表される早大推薦成績において、以下の号に該当しない。
 - (1) 欠席過多
 - (2) 評定4以下の科目が3科目以上ある。
7. 高等部3年の早大推薦成績発表時に、高等部1～3年の成績が、以下の号に該当しない。
 - (1) 未履修の教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動がある。
 - (2) 未修得の単位がある。
8. 各学部が指定する推薦要件を満たしている。
9. 早実セミナーに主体的に取り組み、その成果を報告する。
10. 校長面接を受けている。
11. 高等部3年で懲戒処分を受けていない。受けている場合は経過を観察し最終的には校長が判断する。

早稲田大学推薦入学規程・基準(高等部3年生)

第3条(早大推薦基準)

次の基準を満たす生徒を早稲田大学推薦入学対象者とする。

1. 早稲田大学への進学を強く希望し、高等部3年時に提出する「早稲田大学推薦志望願書」において「早稲田大学への推薦を志望する」に丸を付ける。
2. 学校が認めたもの以外の大学入学試験に出願しない。
3. 早稲田大学へ進学する前年度に、「学力試験」の必要科目をすべて受験し、高等部を卒業する。
4. 学校が指定する英語外部試験を1回以上受験し、高等部3年時にスコアを提出する。
5. 高等部1年、2年学年末成績において、以下の号に該当しない。ただし、専任教員会(成績判定会)において早大推薦候補者を維持できることが承認された場合は、この限りではない。
 - (1) 評定4以下の科目の単位数の合計が10単位以上ある。
 - (2) 評定4以下の科目が高等部1年では5科目以上、高等部2年では4科目以上ある。
6. 高等部3年の12月に発表される早大推薦成績において、以下の号に該当しない。
 - (1) 欠席過多
 - (2) 評定4以下の科目の単位数の合計が10単位以上ある。
 - (3) 評定4以下の科目が4科目以上ある。
7. 高等部3年の早大推薦成績発表時に、高等部1～3年の成績が、以下の号に該当しない。
 - (1) 未履修の教科・科目および総合的な探究の時間、特別活動がある。
 - (2) 未修得の単位がある。
8. 各学部が指定する推薦要件を満たしている。
9. 早実セミナーに主体的に取り組み、その成果を報告する。
10. 校長面接を受けている。
11. 高等部3年で懲戒処分を受けていない。受けている場合は経過を観察し最終的には校長が判断する。

早稲田大学推薦入学規程・基準(高等部1年生～3年生共通)

第1条(目的)

この制度・基準は、早稲田大学系属早稲田実業学校高等部から早稲田大学へ推薦入学する生徒を決定することを目的とする。

第2条(推薦入学者の選考)

推薦入学者の選考は、「早大推薦基準」を満たした候補者の「学力評価」の得点(1000点満点)と「人物評価」を基に行い、希望する早稲田大学の学部・学科・専攻への進学候補者を校長が決定し、早稲田大学に推薦する。

第4条(学力評価)

高等部3年間の学力評価を行う。学力評価は、「平常点」「学力試験」を基に行い、1000点満点とする。

1. 平常点(600点)

各学年成績をGPA(Grade Point Average)で算出し、その値を20倍して各学年の平常点とする。

- 第1学年成績 …… 200点
- 第2学年成績 …… 200点
- 第3学年成績 …… 200点

2. 学力試験(400点)

高等部3年の11月以降に実施する。

(1) 受験型

受験型は「文系型」と「理系型」とする。

- 文系型:高等部3年で文系または理系の教育課程を履修した者
- 理系型:高等部3年で理系の教育課程を履修した者

(2) 試験科目

① 必修科目

- 文系型:英語, 国語(文), 数学基礎, 社会(歴史総合, 地理総合, 公共)
- 理系型:英語, 数学, 国語(理)

② 選択科目

- 理系型:理科(物理・化学・生物・地学から2科目)

ただし、物理・化学のいずれかを少なくとも1科目は必ず選択する。

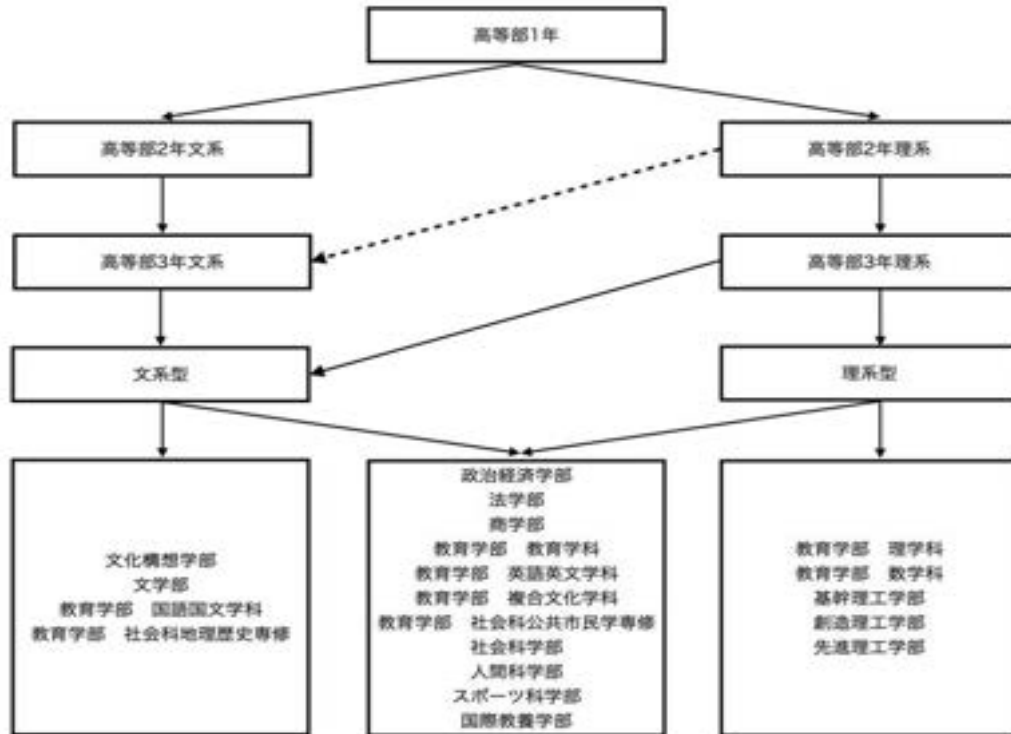
通常授業での選択科目以外の科目を受験することも可とする。

(3) 配点

受験型	受験科目数	英語	国語(理)	国語(文)	数学基礎	数学	社会	理科
文系型	6科目	120 (リスニング)		120	40		120 (40×3)	
理系型	5科目	120 (リスニング)	40			120		120 (60×2)

(4) 学力追試験

学力試験を感染症罹患等やむを得ない事情で欠席した場合は所定の理由書(要診断書)を提出し、理由が正当なものであると認められた場合は後日実施される学力追試験を受験することができる。学力追試験の受験型、試験科目、時間と配点は学力試験と同じとする。



第5条(人物評価)

高等部3年間の人物評価は、「校長面接」等に基づいて行う。

第6条(早稲田大学学内特別推薦選考制度)

特定の学部・学科・専攻・専修での学びに対して強い意欲を持ち、本校在学中にその専門性に関わる顕著な実績や多彩な経験を積んだ生徒を対象として、本制度とは別に「早稲田大学学内特別推薦選考制度」を設ける。

第7条(早稲田大学特別選抜入学試験)

早稲田大学の各学部が実施する特別選抜入学試験については、第3条2項には該当せずに受験をすることができる。特別選抜入学試験に合格した場合は、合格した学部・学科以外への進学は認められない。

資料編

学則

(1) 早稲田大学系属早稲田実業学校中等部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、中等部普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、早稲田大学系属早稲田実業学校中等部という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、東京都国分寺市本町一丁目2番1号におく。

第2章 修業年限・学級編成および収容定員

(修業年限)

第4条 本校の修業年限は、3年とする。

(収容定員)

第5条 本校の学級編成および収容定員は、次のとおりとする。

学 年	学 級	収 容 定 員
第1学年	5 組	225名
第2学年	5 組	225名
第3学年	5 組	225名
計	15学級	総定員675名

第3章 学年・学期および休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 2期制とする。

前 期 4月1日から8月31日まで

後 期 9月1日から3月31日まで

(休業日・臨時授業および臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする

- 一 国民の祝日に関する法律で休日とされる日
- 二 本校創立記念日 4月20日
- 三 日 曜 日
- 四 夏期休業日 7月中旬から8月31日まで
- 五 冬期休業日 12月中旬から1月 7日まで
- 六 学年末休業日 3月19日から3月31日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学・転学および休学等

(入学資格)

第9条 本校の入学資格は、小学校の課程を修了した身体強健、志操堅固、品行方正にして、年齢12才以上の者とする。

(転入学または編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学または編入学することのできる者は、相当年齢に達し、その学年の履修に必要な学力を有すると認められた者とする。

(優先入学)

第11条 早稲田大学系属早稲田実業学校初等部を卒業した児童は、別に定める規定に基づき第1学年に優先入学させる。

(入学許可)

第12条 入学又は転入学志願者に対しては、選考の上、入学を許可する。

(出願手続)

第13条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他必要な書類に、入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第14条 入学許可を受けた者は、保護者連署の誓約書に入学金その他所定の費用を添え、提出しなければならない。

(転学)

第15条 転学を希望する者は、所定の書類にその事由を詳記し、保護者から校長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 生徒が、病気その他正当な理由で、2ヶ月以上登校の見込みがなく、休学を希望するときは、保護者からその理由を証する書類を添え、休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条の規定により生徒が復学しようとするときは、保護者から復学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第5章 教育課程・学習評価および卒業等

(教育課程)

第18条 本校の教育課程は、併設する早稲田大学系属早稲田実業学校高等部との協議を経て、必修教科・道徳および特別教育活動および学校行事等により編成し、その教科名および時間数は別表のとおりとする。

(学習評価)

第19条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の学習・考査・出席状況を評価して、これを認定する。

(卒業)

第20条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められたときは、卒業証書を授与する。

(進学特典)

第21条 本校中等部卒業者は、高等部に別に定める規定に基づき、優先入学することができる。

第6章 保護者

(保護者)

第22条 保護者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 親権者
- 二 親権者の成年後見人
- 三 成人の親族等で独立の生計を営む者

2 保護者は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならない。

(保護者の変動)

第23条 保護者が転居または氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに校長に届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡・失踪または成年被後見人もしくは破産等にかかるものであるときは、あらためて、保護者を定めなければならない。

3 保護者が適当でないと思われたときは、変更させることがある。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第24条 本校の教職員組織は、次のとおりとする。

一 校長	1名
二 副校長	1名
三 教頭	1名
四 教諭	24名以上
五 講師	5名以上
六 職業指導主事	1名
七 養護教諭	1名以上
八 事務職員	3名以上
九 学校医・学校歯科医	各1名
十 学校薬剤師	1名以上
十一 用務員	2名以上

- 2 校長は、校務を総括し所属職員を監督する。
- 3 副校長は、校務の統括について、校長を補佐する。
- 4 教頭は、校務一般について、校長を補佐する。
- 5 前第2項、第3項及び4項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 授業料等・入学金および入学検定料

(授業料等・入学金および入学検定料)

第25条 本校の授業料等・入学金・施設設備資金および入学検定料は、次のとおりとする。

一 授業料(月額)	61,000円
(年額)	732,000円)
二 入学金	300,000円
(初等部からの進学者)	300,000円)
三 施設設備資金(経常的)(月額)	21,000円
(年額)	252,000円)
四 教育充実費(月額)	3,000円
(年額)	36,000円)
五 入学検定料	30,000円

年間学費は、2期に分割して4月・10月に納入することを原則とする。ただし、特別の事情を認めた場合は、月割分納を許すことがある。

(納入および納入の特例)

第26条 生徒が在籍する間は、出席の有無にかかわらず、授業料その他所定の費用を納入しなければならない。

- 2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料その他の費用を減額または免除することがある。

(未納の処置)

第27条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を6ヶ月以上滞納し、その後においても、納入の見込みがないときは、校長は退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第28条 すでに納入した授業料・入学金および入学検定料・その他の費用は、原則として返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、転学または退学したときは、別に定めるところにより、授業料その他の費用を返還することがある。

第9章 賞 罰

(ほう賞)

第29条 品行方正・成績優秀・精勤・その他生徒の模範とするに足る者は、別に定める規定によって、ほう賞することがある。

(懲戒)

第30条 生徒がこの学則・その他本校の定める諸規則を守らず、生徒の本分にもとる行為のあったときは、校長は退学・訓告の懲戒処分を行うことがある。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。

- 一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
- 二 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
- 三 正当な理由がなくて、出席常でない者。
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第10章 補 則

第31条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第25条第1項第1号にかかわらず、2022年度以前に入学した生徒の授業料は、月額46,000円(年額552,000円)、2023年度に入学した生徒の授業料は、月額51,000円(年額612,000円)、2024年度に入学した生徒の授業料は、月額56,000円(年額672,000円)、とする。

早稲田大学系属 早稲田実業学校 中等部
2021年度以降入学者 中等部 教育課程

	必修教科									道徳	特別活動	総合的な学習の時間	合計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語				
1年	175 (5)	105 (3)	175 (5)	140 (4)	52.5 (1.5)	52.5 (1.5)	105 (3)	70 (2)	175 (5)	35 (1)	35 (1)	50 (1.4)	1170 (33.4)
2年	175 (5)	140 (4)	175 (5)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	70 (2)	175 (5)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	1190 (34)
3年	140 (4)	175 (5)	175 (5)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	35 (1)	210 (6)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	1190 (34)

注 1. 中1の総合的な学習の時間のうち15時間については、校外教室や集中授業等で充当する。
2. 中2、中3の総合的な学習の時間のうち35時間については、校外教室や集中授業で充当する。
3. 特別活動の35時間については、ホームルーム活動、学校行事等で充当する。

※上掲の表の数字は年間授業時数である。かっこ内の授業時数は、年間授業日数を35週とした場合における週当たりの平均授業時数である。

(2) 早稲田大学系属早稲田実業学校高等部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、中学校を卒業した者に対して、高等普通教育および商業教育を施し、社会的に有為な人材を養うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、早稲田大学系属早稲田実業学校高等部という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都国分寺市本町一丁目2番1号におく。

第2章 課程の組織および収容定員

(課程)

第4条 本校の課程および収容定員は、次のとおりとする。

全日制の課程

普通科	1215名
商業科	0名

第3章 修業年限・学年・学期および休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制の課程 3年

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 2期制とする。

前期	4月1日から8月31日まで
後期	9月1日から3月31日まで

(休業日・臨時授業および臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律で休日とされる日
- 二 本校創立記念日 4月20日
- 三 日曜日
- 四 夏期休業日 7月中旬から8月31日まで
- 五 冬期休業日 12月中旬から1月7日まで
- 六 学年末休業日 3月19日から3月31日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学・退学・転学および休学等

(入学資格)

第9条 第1学年に入学できる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、これと同等以上の学力があると認められた身体強健、志操堅固、品行方正の者であるものとする。

(転入学および編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学または編入学することのできる者は、相当年令に達し前学年の課程を修了した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(優先入学)

第11条 早稲田大学系属早稲田実業学校中等部卒業生徒は、別に定める規定に基づき第1学年に優先入学させる。

(入学許可)

第12条 入学または転入学志願者に対しては、選考の上、入学を許可する。

(出願手続)

第13条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他必要な書類に入学検定料を添え願い出なければならない。

(入学手続)

第14条 入学許可を受けた者は、保護者等連署の誓約書に入学金その他所定の費用を添え、提出しなければならない。

(転学)

第15条 転学を希望する者は、所定の書類にその事由を詳記し、保護者等から校長に願い出て承認を受けなければならない。

(退学)

第16条 退学を希望する者は、所定の書類に詳記し、保護者等から校長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 生徒が病気その他正当な理由で、2ヶ月以上登校の見込みがなく休学を希望するときは、保護者等からその理由を証する書類を添え、休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第18条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者等から復学願いを提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第19条 生徒が外国の高等学校に留学を希望するときは、予め留学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 留学の期間は、別に定めるものを除き3ヶ月以上1年以内とする。

3 留学の取扱いに関する規程は別に定める。

第5章 教育課程・学習評価および卒業等

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、併設する早稲田大学系属早稲田実業学校中等部との協議を経て、別に定める教科および特別教育活動ならびに学校行事等により編成する。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の学習・考査・出席状況を評価して、学年末において認定する。ただし、第19条の規定により留学した生徒については、学年の途中においても認定することができる。

(卒業)

第22条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められたときは、卒業証書を授与する。

(原級留年)

第23条 生徒が、長期休学その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原級年に留め置くことがある。

第6章 保護者等

(保護者等)

第24条 保護者等は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 親権者
- 二 親権者の成年後見人
- 三 成人の親族等で独立の生計を営む者

2 保護者等は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならない。

(保護者等の変動)

第25条 保護者等が転居または氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに校長に届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡・失踪または成年被後見人もしくは破産等にかかるものであるときは、あらためて、保護者等を定めなければならない。
- 3 保護者等が適当でないと認められたときは、変更させることがある。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第26条 本校の教職員組織は、次のとおりとする。

一 校長	1名
二 副校長	1名
三 教頭	1名
四 教諭	44名以上
五 講師	11名以上
六 事務職員	11名以上
七 養護教諭	1名以上
八 学校医・学校歯科医	1名以上
九 学校薬剤師	1名以上
十 用務員	4名以上

- 2 校長は、校務を総括し所属職員を監督する。
- 3 副校長は、校務の統括について、校長を補佐する。
- 4 教頭は、校務一般について、校長を補佐する。
- 5 前第2項、第3項及び4項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 授業料等・入学金および入学検定料

(授業料等・入学金および入学検定料)

第27条 本校の授業料等・入学金・施設設備資金および入学検定料は、別表3のとおりとする。

年間学費は、2期に分割して4月・10月に納入することを原則とする。ただし、特別の事情を認めた場合は、月割分納を許すことがある。

(納入および納入の特例)

第28条 生徒が在籍する間は、出席の有無にかかわらず、授業料その他所定の費用を納入しなければならない。

- 2 生徒が休学または留学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料その他の費用を減額または免除することがある。又、特別な事由のある場合は、別に定めるところにより、授業料の一部又は全部を減免することがある。

(未納の処置)

第29条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を6ヶ月以上滞納し、その後においても、納入の見込みがないときは、校長は出席停止、あるいは退学を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第30条 すでに納入した授業料・入学金および入学検定料・その他の費用は、原則として返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、転学または退学したときは、別に定めるところにより、授業料その他の費用を返還することがある。

第9章 賞 罰

(ほう 賞)

第31条 品行方正・成績優秀・精勤・その他生徒の模範とするに足る者は、別に定める規定によって、ほう賞することがある。

(懲 戒)

第32条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒の本分にもとる行為のあったときは、校長は退学・停学・訓告の懲戒処分を行うことがある。

- 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。
 - 一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
 - 二 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
 - 三 正当な理由がなくて、出席常でない者。
 - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第10章 補 則

第33条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第20条に規定する教育課程表の取扱は、次の一から三のとおりとする。
 - 一 2021年度以前の入学生は、別表2021を適用する。
 - 二 2022年度から2024年度までの入学生は、別表2022を適用する。
 - 三 2025年度以降の入学生は、別表2025を適用する。

別表 3-1 (第 27 条関係)

2025 (令和 7) 年度以降の入学生

授業料	第 1 学年	(月額) 51,000 円	(年額) 612,000 円
	第 2 学年	(月額) 56,000 円	(年額) 672,000 円
	第 3 学年	(月額) 61,000 円	(年額) 732,000 円
入学金	300,000 円		
施設設備資金	第 1 学年	(月額) 21,000 円	(年額) 252,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
教育充実費	第 1 学年	(月額) 3,000 円	(年額) 36,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
入学検定料	一般入学試験		30,000 円
	推薦入学試験		

(注) 事情により原級留年した場合でも、在籍学年の金額を適用する。

別表 3-2 (第 27 条関係)

2024 (令和 6) 年度入学生

授業料	第 1 学年	(月額) 48,500 円	(年額) 582,000 円
	第 2 学年	(月額) 52,250 円	(年額) 627,000 円
	第 3 学年	(月額) 56,000 円	(年額) 672,000 円
入学金	300,000 円		
施設設備資金	第 1 学年	(月額) 21,000 円	(年額) 252,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
教育充実費	第 1 学年	(月額) 3,000 円	(年額) 36,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
入学検定料	一般入学試験		30,000 円
	推薦入学試験		

(注) 事情により原級留年した場合でも、在籍学年の金額を適用する。

別表 3-3 (第 27 条関係)

2023 (令和 5) 年度入学生

授業料	第 1 学年	(月額) 46,000 円	(年額) 552,000 円
	第 2 学年	(月額) 48,500 円	(年額) 582,000 円
	第 3 学年	(月額) 51,000 円	(年額) 612,000 円
施設設備資金	第 1 学年	(月額) 21,000 円	(年額) 252,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
教育充実費	第 1 学年	(月額) 3,000 円	(年額) 36,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
入学検定料	一般入学試験		30,000 円
	推薦入学試験		

(注) 事情により原級留年した場合でも、在籍学年の金額を適用する。

別表 3-4 (第 27 条関係)

2022 (令和 4) 年度入学生

授業料	第 1 学年	(月額) 46,000 円	(年額) 552,000 円
	第 2 学年	(月額) 48,500 円	(年額) 582,000 円
	第 3 学年	(月額) 51,000 円	(年額) 612,000 円
施設設備資金	第 1 学年	(月額) 21,000 円	(年額) 252,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
教育充実費	第 1 学年	(月額) 3,000 円	(年額) 36,000 円
	第 2 学年		
	第 3 学年		
入学検定料	一般入学試験		30,000 円
	推薦入学試験		

(注) 事情により原級留年した場合でも、在籍学年の金額を適用する。

早稲田大学系属 早稲田実業学校
高等部普通科教育課程(2025年度以降の入学用)

教科	科目	標準 単位	必履修	1年	2年		3年		
					文系	理系	文系	理系	
国語	現代の国語	2	●	2					
	言語文化	2	●	2					
	論理国語	4			2	1	2	2	
	文学国語	4			1		3		
	古典探究	4			3				
	近現代文学	学校設定				1			
	古典基礎	学校設定				2			
	古典演習	学校設定					2		
	選択古典演習	学校設定						△2	
地理歴史	地理総合	2	●	2					
	地理探究	3			*3		*3		
	歴史総合	2	●	2	*3		*3		
	日本史探究	3			*3		*3		
	世界史探究	3			*3		*3		
公民	公共	2	●		2	2			
	政治・経済	2					2		
	選択倫理	学校設定					△2		
数学	数学Ⅰ	3	●	3					
	数学Ⅱ	4			3	4			
	数学Ⅲ	3					2	3	
	数学A	2		2					
	数学B	2			2	2			
	数学C	2					1	2	
	線形代数	学校設定						1	
	数学演習	学校設定						1	
	選択数学特論(理系)	学校設定						△2	
理科	科学と人間生活	2	□		2				
	物理基礎	2	□	2					
	物理	4				2		3	
	化学基礎	2	□	2					
	化学	4				2		3	
	生物基礎	2	□			*2			
	生物	4				*2			
	地学基礎	2	□						
	地学	4							
	生物特論	学校設定						*2	
	地学特論	学校設定						*2	
		選択物理実験	学校設定						△2
		選択化学実験	学校設定						△2
	選択生物実験	学校設定						△2	
	選択地学実験	学校設定						△2	
保健体育	体育	7~8	●	2	3	3	2	2	
	保健	2	●	1	1	1			
		選択バドミントン	学校設定					△2	△2
芸術	音楽Ⅰ	2	□	*2					
	美術Ⅰ	2	□	*2					
	工芸Ⅰ	2	□	*2					
	書道Ⅰ	2	□	*2					
		選択音楽	学校設定					△2	
		選択美術	学校設定					△2	△2
		選択工芸	学校設定					△2	
	選択書道	学校設定					△2		
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	●	3					
	英語コミュニケーションⅡ	4			4	4			
	英語コミュニケーションⅢ	4					4	4	
	論理・表現Ⅰ	2		2					
	論理・表現Ⅱ	2			2	2			
	論理・表現Ⅲ	2					2	2	
	英語演習	学校設定		1					
	Advanced Skills in English Language, Literature and Culture	学校設定					△2	△2	
	英語基礎	学校設定				△2	△2		
家庭	家庭基礎	2	□		2	2			
	家庭総合	4	□						
情報	情報Ⅰ	2	●	2					
	情報Ⅱ	2					2		
	初級会計学	学校設定					△2	△2	
	経済と法	学校設定					△2		
	情報特論	学校指定						△2	
	総合的な探究の時間	3~6	●	1	1	1	2	2	
特別活動	ホームルーム	3		1	1	1	1	1	
単位数合計				32	32	32	32	32	

* ①~②は3科目から、③~④は2科目から、⑤は4科目から、それぞれ1科目選択

△ 高3選択科目として、文系・理系ともそれぞれ2科目選択

● 学習指導要領における必履修 / □ 学習指導要領における選択必履修

高等部普通科教育課程(2022～2024年度入学者用)

教科	科目	標準 単位	必履修	1年	2年		3年	
					文系	理系	文系	理系
国語	現代の国語	2	●	2				
	言語文化	2	●	2				
	論理国語	4			2	1	2	2
	文学国語	4			1		3	
	古典探究	4			3			
	近現代文学	学校設定				1		
	古典基礎	学校設定				2		
	古典演習	学校設定					2	
	選択古典演習	学校設定						△2
地理歴史	地理総合	2	●	2	①		②	
	地理探究	3			*3		*3	
	歴史総合	2	●	2				
	日本史探究	3			*3		*3	
	世界史探究	3			*3		*3	
公民	公共	2	●		2	2	③	
	倫理	2					*2	
	政治・経済	2					*2	
数学	数学Ⅰ	3	●	3				
	数学Ⅱ	4			3	4		
	数学Ⅲ	3					2	3
	数学A	2		2				
	数学B	2			2	2		
	数学C	2					1	2
	線形代数	学校設定						1
	数学演習	学校設定						1
	選択数学特論(理系)	学校設定						△2
理科	物理基礎	2	□	2				
	物理	4				2		3
	化学基礎	2	□	2				
	化学	4				2		3
	生物基礎	2	□		*2	*2		
	生物	4						
	地学基礎	2	□		*2	*2		
	地学	4			④	⑤		⑥
	生物特論	学校設定						*2
	地学特論	学校設定						*2
	選択物理実験	学校設定						△2
	選択化学実験	学校設定						△2
	選択生物実験	学校設定						△2
選択地学実験	学校設定						△2	
保健体育	体育	7～8	●	2	3	3	2	2
	保健	2	●	1	1	1		
	選択バドミントン	学校設定					△2	△2
芸術	音楽Ⅰ	2	□	*2				
	美術Ⅰ	2	□	*2				
	工芸Ⅰ	2	□	*2				
	書道Ⅰ	2	□	*2				
	選択音楽	学校設定						△2
	選択美術	学校設定						△2
	選択工芸	学校設定						△2
選択書道	学校設定						△2	
外国語	英語 コミュニケーションⅠ	3	●	3				
	英語コミュニケーションⅡ	4			4	4		
	英語コミュニケーションⅢ	4					4	4
	論理・表現Ⅰ	2		2				
	論理・表現Ⅱ	2			2	2		
	論理・表現Ⅲ	2					2	2
	英語演習	学校設定		1				
	Advanced Skills in English	学校設定					△2	△2
	Language, Literature and Culture	学校設定					△2	△2
英語基礎	学校設定					△2	△2	
家庭	家庭基礎	2	□		2	2		
	家庭総合	4	□					
情報	情報Ⅰ	2	●	2				
	情報Ⅱ	2					2	
	初級会計学	学校設定					△2	△2
	経済と法	学校設定					△2	
	情報特論	学校指定						△2
総合的な探究の時間		3～6	●	1	1	1	2	2
特別活動	ホームルーム	3		1	1	1	1	1
単位数合計				32	32	32	32	32

* ①～②は3科目から、③～⑥は2科目から、⑦は4科目から、それぞれ1科目選択
△ 高3選択科目として、文系・理系ともそれぞれ2科目選択

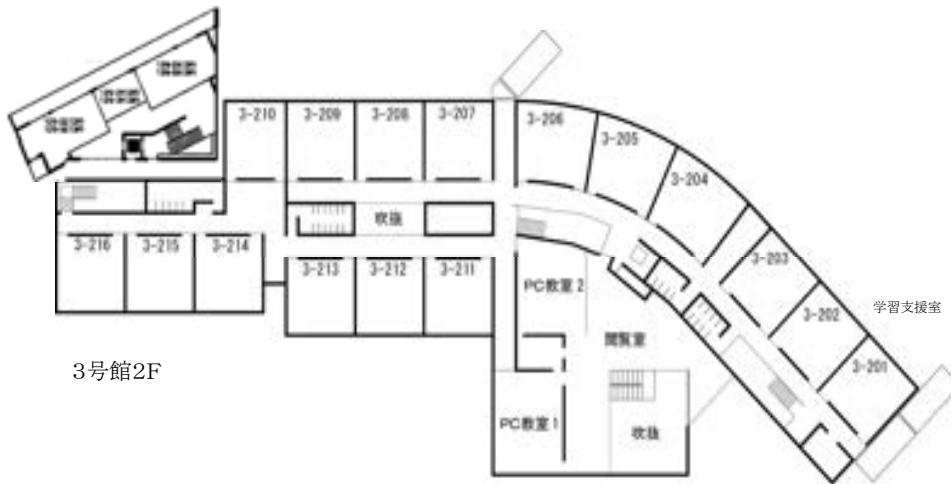
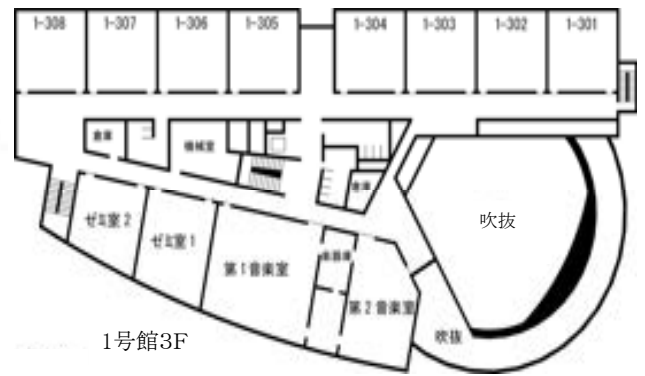
個人情報の取り扱いについて

本校では生徒等の個人情報につきまして次のとおり取り扱います。

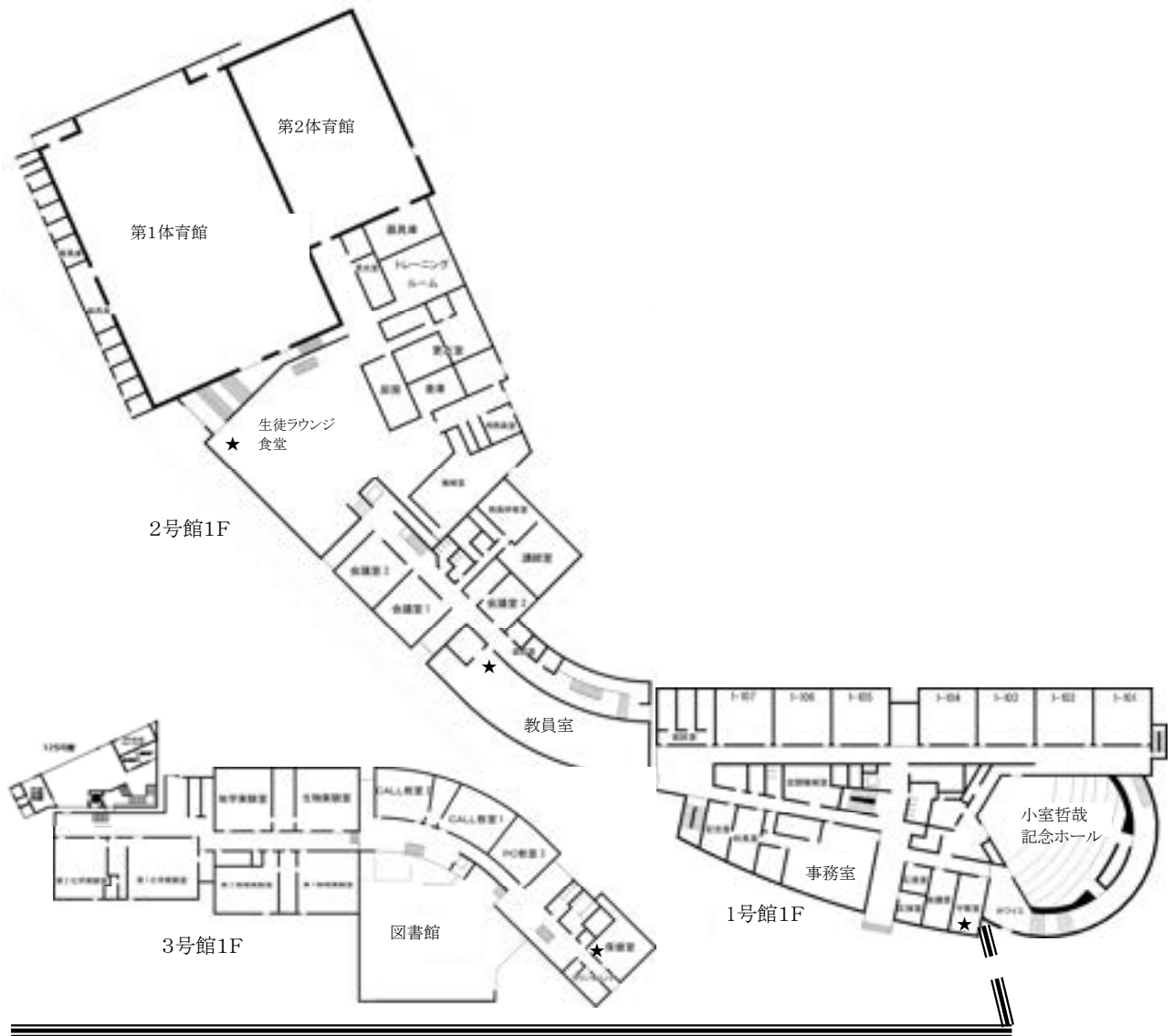
- 1 本校は、適正かつ公正な手段によって個人情報を収集いたします。
- 2 本校が収集した個人情報(住所、氏名、生年月日等)及び学内で発生した情報(成績、校内活動状況、納入金状況等)は、学校の業務の範囲で、学習指導、生徒指導、事務管理等に利用いたします。ただし、法令に基づく場合の他、個人情報保護法で定められた場合に該当するときは、この限りではありません。
- 3 文部科学省告示のガイドラインを遵守し、学内にガイドラインを設け、適切・厳重な管理を行うとともに、外部への漏洩防止に努めます。
- 4 本校は、学校運営の必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部又は一部を、外部の業務委託先に預託する場合があります。この場合には、当該業務委託先との秘密保持契約の締結等により、委託先で個人情報が適切に管理されるよう、監督いたします。
- 5 本校は、個人情報の一部(住所、氏名、電話番号等)を、早稲田実業学校父母の会及び早稲田実業学校校友会に提供又は共同利用する場合があります。この場合においても、前項に準じて個人情報が取り扱われるよう、当該団体を監督いたします。
- 6 生徒本人及び保護者は、所定の手続を経て、自分の個人情報の開示を求めることができ、その情報が誤っている場合には訂正又は削除を請求することができます。ただし、生徒本人の成績評価等、データを開示することが教育の目的・学校運営に著しく支障を及ぼすおそれのある場合については、開示いたしません。
- 7 本校は、学校活動において撮影した写真、映像内の肖像等について、学校内の記録、卒業アルバムおよび学校の広報・生徒募集活動のために使用することがあります。

※ 個人情報の保護に関してのお問い合わせ先：事務部長

教室配置図



教室配置図



★AED設置

年間行事表

4 月			5 月			6 月		
日	曜日	行 事	日	曜日	行 事	日	曜日	行 事
1	水		1	金		1	月	全校朝礼 8:45 教育実習
2	木		2	土		2	火	教育実習
3	金		3	日	憲法記念日	3	水	教育実習
4	土		4	月	みどりの日	4	木	教育実習
5	日		5	火	こどもの日	5	金	教育実習
6	月	高等部入学式 9:00 (大隈講堂) 中等部入学式 13:00 (大隈講堂)	6	水	振替休日	6	土	教育実習
7	火	前期始業式 8:45	7	木		7	日	
8	水	HR/写真撮影/クラブ紹介	8	金		8	月	教育実習
9	木	HR 情報モラル教育(中等部道徳①、高1)	9	土		9	火	教育実習
10	金	授業開始	10	日		10	水	教育実習
11	土	中1オリエンテーション(講話等) 高1オリエンテーション(講話等) (他学年 自宅学習日)	11	月	全校朝礼 8:45	11	木	教育実習
12	日		12	火		12	金	教育実習
13	月		13	水		13	土	教育実習
14	火		14	木		14	日	
15	水		15	金		15	月	教育実習
16	木	定期健康診断準備(放課後)	16	土	父母の会総代会	16	火	教育実習
17	金	定期健康診断・尿検査(1次)	17	日		17	水	教育実習
18	土	高3保護者会	18	月	生徒総会(決算・予算) 8:45	18	木	教育実習
19	日		19	火		19	金	教育実習
20	月	創立記念日(平常授業) 中等部道徳② 125周年記念式典 14:00	20	水		20	土	教育実習
21	火		21	木		21	日	
22	水		22	金		22	月	中等部道徳③
23	木	中1オリエンテーション 高1オリエンテーション(宿泊) (他学年 自宅学習日)	23	土		23	火	
24	金	中1オリエンテーション 高1オリエンテーション (他学年 自宅学習日)	24	日		24	水	
25	土	創立記念日代休	25	月	前期中間試験設営(6限終了後)	25	木	
26	日		26	火	前期中間試験	26	金	
27	月	通常授業(水曜授業)	27	水	前期中間試験	27	土	
28	火		28	木	前期中間試験 中等部集中授業(試験後・特別時間割)	28	日	
29	水	昭和の日	29	金	中等部集中授業(特別時間割) 中3鎌倉研修 (高等部 自宅学習日)	29	月	
30	木		30	土	中等部集中授業(特別時間割) (高等部 自宅学習日)	30	火	
			31	日				
		夏季略装開始 尿検査(1次、2次) 避難訓練			保護者会 日本医科大学説明会			保護者会 人科・スポ科説明会

年間行事表

7月		8月		9月	
日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	水		1	土	
2	木		2	日	
3	金		3	月	
4	土	前期末試験設営(4限終了後)	4	火	
5	日		5	水	
6	月	前期末試験	6	木	
7	火	前期末試験	7	金	
8	水	前期末試験	8	土	
9	木	前期末試験 答案返却・HR(試験終了後)	9	日	
10	金	オープンスクール準備 (校内クラブ活動は14時まで) (自宅学習日)	10	月	
11	土	オープンスクール (自宅学習日)	11	火	山の日 一斉休業日
12	日		12	水	一斉休業日
13	月	(自宅学習日)	13	木	一斉休業日
14	火	答案返却日(1限) 高1コース選択説明会 (自宅学習日)	14	金	一斉休業日
15	水	(自宅学習日)	15	土	一斉休業日
16	木	(自宅学習日)	16	日	一斉休業日
17	金	(自宅学習日)	17	月	一斉休業日
18	土	前期終業式 8:45	18	火	
19	日		19	水	
20	月	海の日	20	木	
21	火	夏休み開始 夏期補習期間	21	金	敬老の日
22	水	夏期補習期間	22	土	国民の休日
23	木	夏期補習期間	23	日	秋分の日
24	金		24	月	
25	土		25	火	
26	日		26	水	
27	月		27	木	夏期補習期間
28	火		28	金	夏期補習期間 全校朝礼 8:45
29	水		29	土	夏期補習期間
30	木		30	日	
31	金		31	月	後期始業式
		成績不良者への指導 中1・中2総合的学習の時間 高2模擬講義			早大オープンキャンパス(高1)

年間行事表

10月		11月		12月	
日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	木		1	日	
2	金		2	月	中等部道徳⑤
3	土		3	火	文化の日
4	日		4	水	高3学力試験設営(4限終了後)
5	月	体育祭準備	5	木	高3学力試験 (他学年 自宅学習日)
6	火	体育祭(高等部) 9:00	6	金	高3学力試験 (他学年 自宅学習日)
7	水	体育祭(中等部) 9:00	7	土	
8	木	体育祭予備日・文化祭準備	8	日	
9	金	文化祭準備	9	月	全校朝礼 8:45
10	土	文化祭 10:00~16:00	10	火	
11	日	文化祭 10:00~16:00	11	水	
12	月	スポーツの日	12	木	
13	火	体育祭準備予備日	13	金	
14	水	体育祭予備日	14	土	ホームカミングデー
15	木	体育祭予備日	15	日	
16	金	体育祭予備日	16	月	
17	土	文化祭代休	17	火	
18	日		18	水	
19	月	全校朝礼 8:45	19	木	
20	火		20	金	
21	水		21	土	
22	木		22	日	
23	金		23	月	勤労感謝の日
24	土		24	火	
25	日		25	水	通常授業(月曜授業、特別時間割) 後期中間・高3定期試験場設営 (4限終了後)
26	月	立会演説会(LHR時) 生徒会選挙(帰りのHR時)	26	木	後期中間・高3定期試験
27	火		27	金	後期中間・高3定期試験
28	水		28	土	後期中間・高3定期試験予備日
29	木		29	日	
30	金		30	月	後期中間・高3定期試験
31	土		31	火	
		早慶戦応援(高1)			成績不良者への指導

年間行事表

1 月		2 月		3 月	
日	曜日	行事	日	曜日	行事
1	金	元日	1	月	学年末試験
2	土	休日	2	火	学年末試験
3	日	休日	3	水	学年末試験 答案返却・HR（試験終了後）
4	月	一斉休業日	4	木	（自宅学習日）
5	火		5	金	（自宅学習日）
6	水	冬期補習期間	6	土	答案返却（1限）
7	木	冬期補習期間	7	日	
8	金	全校朝礼 8:45 高3HR（他学年通常授業）	8	月	（自宅学習日）
9	土	高3HR（他学年通常授業）	9	火	（自宅学習日）
10	日		10	水	（自宅学習日）
11	月	成人の日	11	木	建国記念の日 （自宅学習日）
12	火	高3特別授業開始	12	金	中等部集中授業（特別時間割） （高等部 自宅学習日） （自宅学習日）
13	水		13	土	中等部集中授業（特別時間割） （高等部 自宅学習日） （自宅学習日）
14	木		14	日	
15	金		15	月	全校朝礼 8:45 （自宅学習日）
16	土		16	火	（自宅学習日）
17	日		17	水	卒業式リハーサル （自宅学習日）
18	月		18	木	中等部卒業式 9:00 高等部卒業式 13:30 （他学年 自宅学習日）
19	火		19	金	終業式 8:45
20	水		20	土	春休み開始
21	木		21	日	春分の日
22	金		22	月	振替休日
23	土		23	火	天皇誕生日
24	日		24	水	
25	月	中等部道徳⑦	25	木	
26	火		26	金	学年末試験場設営（6限終了後） 高3特別授業最終日
27	水		27	土	学年末試験
28	木		28	日	
29	金		29	月	
30	土		30	火	
31	日		31	水	
		高3卒業成績発表 中等部宛走大会 高等部推薦入試			早大推薦入学決定者合同HR 中等部入試 高等部一般入試
					初等部卒業式 総合的な学習の時間 発表会

登校開始許可証明書

中・高 年 組 番

氏名 _____

下記疾患の治療を終了し、感染の恐れがないため登校してもよいことを証明します。

出席停止期間： 年 月 日 ～ 月 日

感染症名 (□ に✓を入れてください)

☆ 学校保健安全法第一種

- エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病
- ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS)
- 痘そう 南米出血熱 特定鳥インフルエンザ (H5N1) (H7N9)
- 中東呼吸器症候群 (MERS)

☆ 学校保健安全法第二種

- ※ インフルエンザ A 型・B 型(特定鳥インフルエンザを除く) ※ 新型コロナウイルス感染症
- 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱
- 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

☆ 学校保健安全法第三種

- コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス
- パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症
- 手足口病 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎
- 带状疱疹 急性肝炎 疥癬 ヘルパンギーナ

年 月 日

医療機関名
または医師名

印

◆※については、保護者記入の罹患報告書（別紙）でご提出ください

校長	教頭(高)	教頭(中)	教務部	生徒指導部	保健室	担任
					←	

新型コロナウイルス感染症罹患報告書

中 ・ 高 年 組 番

氏名 _____

新型コロナウイルス感染症に罹患し欠席しておりましたが、学校保健安全法施行規則第19条に則り、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過したため、登校開始することをご報告いたします。

診断日： 年 月 日 医療機関名：	年 月 日	保護者氏名 _____ 印
--	-------------------	---------------

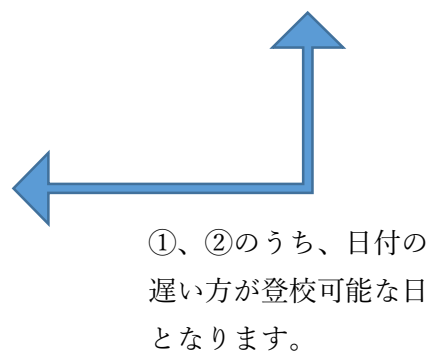
下記の表の太枠内に日付を記入し、登校可能日を確認してください。

1. 発症後の経過

	発症した日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	発症後 6日目
日付記入欄	/						① /

2. 症状軽快後の経過

	症状が軽快した日 0日目	1日目	症状軽快後 2日目
日付記入欄	/		② /



お願い

- ◆医療機関の診療明細書または調剤明細書等のコピーを添付して担任へ提出してください。
- ◆出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

校長	教頭(高)	教頭(中)	教務部	生徒指導部	保健室	担任
					←	

出席停止の対象となる病気 一覧

【別表】「学校保健安全法施行規則」(昭和33年文部省令第18号、令和5年5月8日一部改正施行)より作成

	感染症の種類	出席停止期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ(H5N1)(H7N9)	治癒するまで	
	第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日(発熱の翌日を1日目として)を 経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
		水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで。
	第 3 種	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日目として5日間が経過するまで。 6日目以降も症状が続く場合は症状軽快から 24時間が経過するまで。
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 帯状疱疹 急性肝炎 疥癬 その他の感染症の例 溶連菌感染症、手足口病、 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎(ノロ・ロタウイルス)		病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで。	

【登校する際に提出する書類】

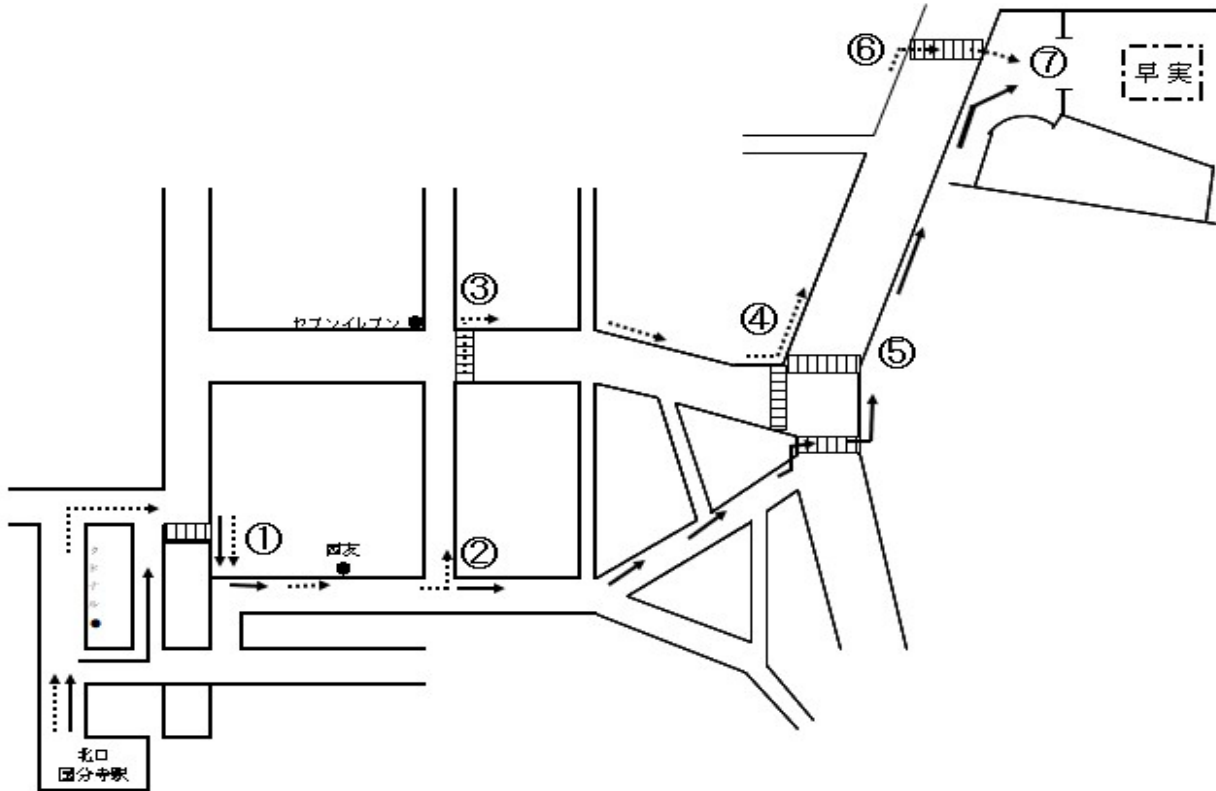
感染症名	提出書類	記入者
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症罹患報告書	保護者
インフルエンザ	インフルエンザ罹患報告書	保護者
上記以外の学校感染症	登校開始許可証明書	医師

国分寺駅北口から学校正門までの通学路 道順

以下の道順で、登校してください(下校時も同じコースを通ること)。

中等部 ① → ② → ③ → ④ → ⑥ → ⑦

高等部 —— ① → ② → ⑤ → ⑦



< 登下校時の注意事項 >

登下校時は大勢の早実生が一斉に通学路を歩くことになり、マナーや態度によっては、一般の方々に多大なご迷惑をお掛けすることになります。通学路は早実生の専用通路ではないことを肝に銘じ、次の注意事項を遵守してください。

1. 曜日・時間帯に関わらず、中・高がそれぞれの通学路を通る。
2. 歩道の端を歩き、片側を空ける(必ず2列以下[狭い歩道は1列]で歩行すること)。
3. 信号を守る。
4. 青信号でも自転車走ってくるがあるので、左右をよく確認してから横断歩道を渡る。
5. 一般の方から注意されたら素直に謝る。

校 歌

相馬御風 作詞
永井建子 作曲

み や こ の い ぬ る わ せ た な る
と き わ の も り の け だ か さ を わ が ひ ん
せ い の す が た と し み の る い な ほ の
ほ う じ ょ う に き ゃ か し ょ う じ つ の こ の こ う
ふ う を た か く ぞ じ す る わ が け ん じ

一

都のいぬる早稲田なる
常磐の森のけだかさを
わが品性の姿とし

実る稲穂の帽章に
去華就実のこの校風を
高くぞ時するわが健児

二

国と国との隔てなき
民の利福を理想とし
世界を一に結ぶべき
大なる使命をになひたる
聖き活動我が早実の
未来の鍵はここにあり

作詞 相馬御風
作曲 永井建子